

会議録
平成 28 年第 3 回更別村議会定例会
第 1 日 （平成 28 年 9 月 12 日）

◎議事日程（第 1 日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 3 号 平成 27 年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 8 承認第 5 号 平成 28 年度更別村一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件
- 第 9 承認第 6 号 平成 28 年度更別村一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求める件
- 第 10 議案第 65 号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 11 議案第 66 号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 議案第 67 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 議案第 68 号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 14 議案第 69 号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 15 議案第 70 号 動産買い入れの件
- 第 16 議案第 71 号 平成 28 年度更別村一般会計補正予算（第 5 号）の件
- 第 17 議案第 72 号 平成 28 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 18 議案第 73 号 平成 28 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 19 認定第 1 号 平成 27 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 20 認定第 2 号 平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 21 認定第 3 号 平成 27 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 22 認定第 4 号 平成 27 年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第 2 3 認定第 5 号 平成 2 7 年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 2 4 認定第 6 号 平成 2 7 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長	8 番	松 橋 昌 和	副議長	7 番	本 多 芳 宏
	1 番	安 村 敏 博		2 番	太 田 綱 基
	3 番	高 木 修 一		4 番	織 田 忠 司
	5 番	上 田 幸 彦		6 番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第 1 2 1 条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	金 曾 隆 雄
総 務 課 長	吉 本 正 美	総務課参事	山 内 昭 男
企画政策課長	高 橋 祐 二	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	宮 永 博 和	建設水道課長	佐 藤 成 芳
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課	新 関 保
診療所事務長	佐 藤 敬 貴	教 育 次 長	川 上 祐 明
学 校 給 食 センター所長	渡 辺 伸 一	農業委員会 事務局 長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	末 田 晃 啓	書 記	酒 井 智 寛
書 記	小野山 果 菜		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成28年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、たび重なる台風の上陸により、全国、全道はもとより、十勝管内においても異常な強風や集中豪雨による未曾有の災害が発生し、甚大な被害が出ております。多くの犠牲者に謹んで哀悼の意を表しますとともに、多大な被害を受けられ、いまだ避難生活を余儀なくされている被災地の皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

この後の一般行政報告でも詳しく申し上げますが、本村においても河川の氾濫や地下水の上昇による農地の冠水や床下浸水、配水管や護岸の崩壊、広範囲での風倒木や家屋の損傷など、甚大な被害が発生をしております。村の基幹産業である農業は、6、7月における極端な日照不足と長雨に続く連続しての台風の襲来や悪天候により、著しく農作物の生育がおくれ、農作業全般の停滞と相まって、収穫を迎えながらも、十数年来見られなかった歴史的とも言える農作物への被害が広がっております。農作物の生育状況も、調査結果のとおり、農業者を初め、関係者のご努力にもかかわらず、大変深刻な状況となっております。これ以上の被害が広がらず、収穫作業が無事に終わられることを心から願っております。また、村としても国、道、関係機関に災害復旧等について強く働きかけを行ってきたいというふうに思っております。

村内の状況であります。やはり依然として都市部等に見られるような景気の回復感を感じられず、全般的な停滞感の中に村民生活への影響が懸念されるところであります。さらに本年度の普通交付税は、昨年比2.5%、約5,000万円ほどの減額となっており、このまま厳しい状況で推移するならば、村の財政計画にも悪影響を及ぼしかねません。現在進められている地方創生の着実な推進のためにも、しっかりとした地方への財源移譲や財政措置を強く要望するものであります。懸念されているＴＰＰであります。国会決議に反する大筋合意のもと、依然として危機的状況にあることに変わりはなく、しっかりと情報開示と国会決議の遵守、大綱の実施を含む速やかな対応を強く求めるものであります。内外ともに多くの課題が山積する中ではありますが、村政の基本理念である住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村の実現と地方創生、何よりも村民が主人公の村づくりに向け鋭意努力してまいる所存でございます。さらなる議員各位のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今定例会におきましては、平成27年度各会計決算認定の件、人事案件1件、条例の制定、改正案件4件、動産買い入れ1件、災害に伴う専決処分承認2件、そして一般会計、各会計補正予算、報告など合わせて19件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、上田さん、6番、村瀬さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月5日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月21日までの10日間と認められました。

以上、委員会での報告をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より21日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は10日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたから、ご了承を願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

安村総務厚生常任委員長。

○安村総務厚生常任委員長 それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

お手元に資料を用意させていただきましたので、朗読させていただきます。

総務厚生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成28年6月28日。

2、調査場所、更別村議会議員控室、とかち広域消防局消防指令センター。

3、調査事項、とかち広域消防事務組合設立に伴うとかち広域消防局及び更別消防署の活動状況について。

4、経過、委員6名の出席により、とかち広域消防事務組合組織化による現状把握のため、広域後における更別消防署出動態勢と実績、指令センターからの災害出動指令要領体制について山内総務課参事より説明を受ける。続いて、とかち広域消防局消防指令センターにて山本情報指令課長、後藤指令第2係長から高性能消防システムにおける指令業務概要や指令センター実務の実際につき説明に基づき調査いたしました。

5、調査の結果、(1)、広域後の更別消防署の活動状況について。とかち広域消防事務組合への移行に伴い、防災エリアの組みかえやとかち広域消防局消防指令センターとの情報伝達で課題と目された災害発生時の住民通報の署への直接連絡や災害発生時出動地域広域化に伴う目的地の確認などについては、住民広報への周知により大きなトラブルとはなっていない。また、災害発生における出動対応についても、消防指令センターからの的確な情報提供もあり、従前よりも迅速対応が図られている。迅速要因について、車両にはAVM(車両動態表示システム)が搭載されているため、位置確認などについては問題なく、活動実績報告内容からも特に課題がないと判断された。反面、更別消防署所管が更別村に移行したことによる施設維持管理更新、人員確保、車両更新など、村として今後さらなる施設整備を初め、関連機械類整備が必要と見込まれ、高額予算措置を強いられることから、年次計画をしっかりと樹立しつつ取り進めることが必要である。

(2)、とかち広域消防局消防指令センターの活動状況について。とかち広域消防局消防指令センターでは、高性能消防指令システムの構築により、車両の運行状況、統合型位置

情報システム、災害一覧、気象や道路防災情報システムによりの確な対応が図られるよう整備されている。総じて当面必要とされるべき体制整備は図られており、住民サービスの低下や災害発生時の対応低下は発生していないと判断された。ただし、とちぎ広域消防としてスタートしたばかりであり、今後広域化による人員、労務管理、設備、機器などさまざまな整備体制も必要と思われることから、広域メリットが最大限発揮されるよう取り組むべきである。

以上、報告させていただきます。

○議長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長。

○村瀬産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしましたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成28年8月25日木曜日午前9時30分。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員6名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行いました。

5番目、調査の結果、現地調査の前に産業課長から概要説明を受けた。5月までは好天が続いていたが、6月の長雨でおくれが出て、さらに7月も悪天となり、おくれが著しくなっている。小麦は、収穫が8月にずれ込むなど、昨年と比べ5割の収穫、そのうち2割の製品といった非常に厳しい作況である。あわせて、8月には3つの台風が直撃し、バレイショには培土の流出が見られ、芋の露出が見られる。スイートコーンは、7割が倒伏し、今後の天候により収穫に影響する。スイートコーンも同様な状況である。豆類は、これまでの生育状況が悪く、台風による影響は少ない。ビートは、葉の傷みが虫食いのような状況になっているとの説明を受けました。

続いて、十勝農業普及センターからは、気温データ、日照時間、降水量データから6月の低温、日照不足、多雨が著しく、7月においても日照不足であるなど、農作物の生育には非常に厳しい自然環境となっており、平年と比べ生育がおくれているとの説明を受けました。雨による病虫害の影響はないかの質問では、心配するところではありますが、管内情報を含め今のところはない。また、6月からの天候不順に加え、8月に3つの台風による農作物の被害状況調査を含め、災害対策本部の設置等の検討についての質問におきましては、雨による農地の冠水、風による農作物の倒伏が見られるが、農業経営生産対策推進会議で農作物被害状況を調査であるとのこと、今後の出来高において判断するとされました。

以上のような説明を受けた後、4品目の作物の現地調査を行いました。1つ目に金時、

2つ目にバレイショ、3つ目、小豆、4つ目、てん菜、これにつきましてはお目通しをいただきまして、総じて農作物の生育状況はおくれが出ていて、平年作を下回る収穫が予想されます。例年にない大変厳しい気象状況下において、8月に3つの台風の直撃を受けながらも、ここまでの作況を見ると今日までの農業基盤整備の排水対策、土づくりが功を奏している結果であるが、今後の気象状況の好天を期待するものであるとしました、なお調査後の8月30日から31日にかけて台風10号の通過に伴う記録的な大雨や強風は、収穫期を控えた農作物に甚大な被害を与えており、早急な調査と迅速な対策が求められる。

以上、報告いたします。

○議長 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足の説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村長 一般行政報告の口頭説明、補足説明をさせていただきます。

1の寄附についてですけれども、平成28年8月4日、更生区の渡邊登様より現金2,000万円のご寄附をいただきました。括弧書きにありますように、更別村寄附条例第2条第9号、福祉の推進に関する事業に対する指定寄附であります。大切にに使わせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、2の台風による被害対応でございますが、別紙の1をごらんいただきたいと思います。台風による被害対応について。台風7号につきましては、災害対策本部を8月17日に設置をしております。道路、河川の被害状況調査班の編成を行い、被害状況の巡回調査を道路は8班16名、河川2名で行いました。公共施設は、随時各施設管理担当で巡回調査を行っております。3、倒木処理でございますけれども、18日から21日まで、延べ68名により道路34カ所、公共施設10カ所、うち1カ所は指定管理者対応になっております。畑10カ所、うち2カ所は業者委託ということで倒木処理を行っております。4番目、河川、排水路破損等、倒木23カ所、うち1級河川4カ所でありました。のり面の崩れ、のみ口の詰まり等8カ所、うち1級河川1カ所で行いました。住宅被害1棟、屋根一部損壊でございました。6番目、農業被害でございますが、バレイショ約60ヘクタール、土の流出による露出。スイートコーン約157ヘクタール、全体の7割が倒伏であります。デントコーン約21ヘクタール、全体の5割が倒伏であります。生乳廃棄1件、1.9トン、これは停電によるものであります。格納庫全壊2棟、牛舎屋根全壊1棟、格納庫屋根一部破損2棟、格納庫一部破損9棟、ビニールハウス破損数カ所でありました。森林被害としては、村有林が3、4年生で2カ所、3.55ヘクタール、民有林が3年から21年生で13カ所、12.68ヘクタールでございました。

続きまして、台風10号でございますけれども、対策本部につきましては8月31日の1時50分に設置をしております。道路、河川の被害状況、調査班の編成ということで、被害状況の巡回調査を道路8班16名、河川2名で行いました。公共施設、各施設担当、随時行っております。倒木処理ですけれども、31日、時間帯は省略しますが、延べ31名、道路13カ所、公共施設8カ所、うち7カ所は立ち木のため業者委託、9月1日、処理終了しております。畑3カ所。4番目に河川、排水路破損等、倒木6カ所、のり面崩れ等41カ所、うち1級河川20カ所であります。サラベツ川、土のう240個設置、30日200個、31日に40個追加をしております。5番目、道路被害、のり面崩れ2カ所、道路洗掘横断管破損1カ所、道路管のり崩れ2カ所、横断管のみ口詰まり1カ所、側溝破損1カ所、通行どめ1カ所でございます。6番目、住宅被害4件につきましては、床下浸水であります。7、農業被害、豆類、冠水、浸水、倒伏、約1,155ヘクタール、金時類、作付面積の8割、大豆、小豆、手亡、作付面積の3割でございます。バレイショ、冠水、浸水、表土流出、約540ヘクタール、種子用、食用、加工用5割、でん原用2割でございます。てん菜、冠水、浸水、約85ヘクタール、全部冠水5ヘクタール、下部冠水30ヘクタール、他の症状50ヘクタールでございます。スイートコーン、冠水、浸水、倒伏、約170ヘクタール、未収穫のもの全部でございます。飼料用作物、冠水、浸水、倒伏、約370ヘクタール、デントコーン3割、採草地1割でございました。格納庫外壁破損2棟、森林被害、民有林、2から24年生まで15カ所、6.05ヘクタールでございます。

続きまして、図面で台風7号、10号による河川の被害箇所図を示しております。さらに、その次のページです。道路破損箇所の主なものについて図面で記載をしておるところでございます。冒頭で招集の挨拶でも申し上げましたとおり、非常に大きな災害を受けておりますので、国、道、関係機関に速やかに働きかけてまいりたいというふうに考えております。また、この後温帯低気圧となって多数の雨が降りまして、冠水状況等が生じております。今全てを掌握することはできませんけれども、これについても掌握を行って対応のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

続きまして、3番目の平成27年度更別村のバランスシートにつきましては、別紙2でありますけれども、これにつきましては内容につきましては吉本総務課長に補足説明をいたさせます。

4番目、平成28年度建設工事進捗状況（100万円以上）についてでございますけれども、別紙3にまとめてございます。工事等順調に行っているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

5の農作物生育状況につきましては、先ほど常任委員会のご報告もありましたけれども、資料のほう、9月1日付の生育状況調査報告書を提示してございます。28年9月1日現在でございます。これについては、秋まき小麦については収穫は終了しておりますけれども、先ほどご報告ありましたとおり、収穫数、そして製品等級等非常に大きな影響が出ている

ということでございます。バレイショについては、降雨により収穫作業がおくれております。緑化や腐敗等の発生により製品率の低下が懸念をされております。大豆については、日照不足により生育がおくれております。小豆については、これも日照不足により生育がおくれ、倒伏は2日発生をしております。金時ですけれども、これも日照不足でおくれております。倒伏が発生しております。手亡、日照不足により生育がおくれております。てん菜、生育は平年並みとなっておりますけれども、これについても若干の影響があるのではないかというふうに考えております。牧草、サイレージ用のトウモロコシ、これについても収穫作業については降雨によりおくれておるということと、登熟はおくれておるということでございます。私も実際に9月1日の日に自分の目で作況調査に行ってまいりました。非常に大きな被害を受けております。お話によっては、昭和29年あるいは58年、それ以上に匹敵する数十年来の大被害であるというふうに聞いております。今後無事に収穫作業が進むとともに、これらの被害についてもJA、関係者の皆さんと協議をして、村としてできることについては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、一般行政報告の補足説明とさせていただきます。

○議長 吉本総務課長。

○総務課長 更別村のバランスシートにつきまして補足説明させていただきます。

1の作成基準等でございます。平成12年に自治省、現総務省の地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会により示されました以下の基準に基づき、平成27年度末現在の状況を作成したものでございます。(1)の対象とした会計の範囲から(5)、出納整理期間まで、記載のとおりでございます。

2の構成内容でございます。(1)、資産の部、村の財産となっているものとしまして、①の有形固定資産、②、投資等、③、流動資産ということになってございます。(2)、負債の部、資産形成の財源として調達した資金のうち、将来返済を要するものとして①、固定負債。2ページになります。②、流動負債を計上しております。(3)、正味資産の部、資産形成の財源として調達された資金のうち、将来返済を要しないもの、資産マイナス負債の額でございます。①の国庫支出金、②、都道府県支出金、③、一般財源等でございます。(4)、欄外注記でございますけれども、債務負担行為に関する情報でございます。①の物件の購入等に係るもの、②、債務保証または損失補償に係るもの、③、利子補給に係るもの。

3、バランスシートに係る留意事項でございます。3点ほど掲載しております。お目通しいただければと思います。

3ページになります。バランスシート、平成28年3月31日現在でございます。貸借対照表になります。左側の借方でございます。資産の部、1、有形固定資産、(1)の総務費から(10)、その他まで、有形固定資産合計で113億6,072万8,000円となっております。2の投資等でございます。(1)、投資及び出資金2億4,696万7,000円につきましては、決算書220、221ページに記載しております株券出資金、出捐金の合計額でございます。貸付金1

億2,150万円につきましては、平成25年度に貸し付けした太陽光発電施設整備貸付金の未償還分でございます。(3)、基金につきましては、①、特定目的基金は決算資料37ページの基金現在高から財政調整基金と減債基金を除いたものを記載しております。②の土地開発基金2億626万5,000円、③、定額運用基金はございません。基金合計28億9,646万1,000円、(4)の退職手当組合積立金はマイナス4,872万2,000円となっております。これにつきましては、退職手当組合からの通知の額を記載しております。投資等合計でございます。32億1,622万6,000円となっております。3の流動資産でございます。(1)、現金、預金、①、財政調整基金、それから②、減債基金、③、歳計現金でございますけれども、①、②につきましては決算資料37ページに記載されております。③の歳計現金につきましては、決算書121ページの実質収支額を記載しております。預金、現金の計でございます。23億4,939万1,000円となっております。(2)の未収金でございます。①、地方税873万9,000円、決算書8ページの収入未済額プラス不納欠損額を記載しております。②、その他4,396万9,000円でございますけれども、決算書36ページ、収入未済額プラス不納欠損額マイナス①の地方税を引いたものでございます。未収金計で5,270万8,000円となっております。流動資産合計で24億209万9,000円でございます。資産合計169億7,905万3,000円となっております。

次に、貸方でございます。負債の部、1、固定負債でございますけれども、43億1,393万円は決算資料37ページに記載しております。今のは(1)、地方債でございます。(2)、債務負担行為につきましては数字がございません。(3)、退職給与引当金でございますけれども、5億1,070万6,000円でございます。将来支払われる退職金のうち、当期に負担すべき金額の見積もりでございます。3月31日現在、退職する職員全員が退職した場合に支払う見積額となっております。固定負債合計でございます。48億2,463万6,000円となっております。2の流動負債でございます。(1)、翌年度償還予定額6億8,287万6,000円でございます。これは元金でございます。(2)、翌年度繰り上げ充用金はゼロでございます。流動負債合計6億8,287万6,000円となっております。負債合計55億751万2,000円となっております。正味資産の部、1、国庫支出金17億4,670万7,000円、2、都道府県支出金16億4,313万円、これにつきましては昭和44年度以降の有形固定資産の取得に充当した補助金等でございます。3、一般財源等80億8,170万4,000円。正味資産合計114億7,154万1,000円。負債、正味資産合計で169億7,905万3,000円となっております。

借方、貸方、前年度比較2億5,649万3,000円の減となっております。

欄外でございます。米印で、債務負担行為に関する情報でございます。①、物件の購入等に係るもの、②、債務保証及び損失補償に係るものはゼロ円でございます。③、利子補給等に係るもの4億5,286万3,000円につきましては、利子補給886万3,000円、それから道営畑地帯総合整備事業、担い手育成型でございますけれども、更別第2地区で4億4,400万円ということになってございます。

続きまして、4ページになります。バラスシート財務分析指標値でございます。1つ目

の丸、社会資本形成の世代間負担比率でございます。社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができるものでございます。正味資産合計、負債合計、地方債残高につきましては、それぞれ有形固定資産合計で割っております。3年分を記載してございます。2つ目の丸でございます。予算額対資産比率でございます。資産合計、正味資産合計、それぞれ歳入合計で割っておりますけれども、この比率が高いほど社会資本整備が進んでいると考えられますけれども、歳入規模に対して過度の社会資本整備を行っている場合は今後の維持負担が大きくなり、将来の財政負担を逼迫する可能性もあり、必ずしも比率が高ければよいと言えないとされています。3つ目の丸でございます。有形固定資産の更新資金の手当て率でございます。手持ち資金を減価償却累計額で割ったものでございます。最後の丸でございますけれども、償却累計率でございます。減価償却された割合、100%に近いほど更新時期が近いことを示しております。減価償却累計額を取得価格で割ったものでございます。

次のページになります。住民1人当たりのバランスシート、要約でございます。先ほどの貸借対照表、バランスシートを平成28年3月31日現在の村民人口3,265人、これは外国人8名も含んでおりますけれども、割ったものでございます。資産合計につきましては、1人当たり520万323円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 先ほど村長のほうから台風の関係で災害対策本部を設置されたということなのですが、災害対策本部という構成メンバーについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 更別村地域防災計画に記載されておりますけれども、本部長は村長でございます。副本部長には副村長と教育長ということになってございますけれども、村長がいない場合は副村長、副村長もいない場合は教育長が本部長を代理するということになってございます。災害対策本部におきましては、総務対策部、それから厚生対策部、産業対策部、土木施設対策部、文教対策部、医療対策部に分かれております。さらに、対策部にはそれぞれ班がございます。総務対策部ですと総務班、情報収集班、厚生対策部は厚生班、保健衛生班、産業対策部、農林水産班、商工班、土木施設対策部は土木建築班、上下水道班、輸送班、それから文教対策部は学校教育班、社会教育班、医療対策部は医療班というふうになってございます。非常時ですので、全職員が招集されることになります。

以上でございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 本部が立ち上がったわけですが、今回緊急ということもありますけれども、議会としてのかかわり方とか議会の役割ということもあろうかと思うのですが、議員も議会も情報というのはやっぱり共有していなければならないと思うのです。そういった意味で、自治体によっては議長が対策本部に参画するという実態もあって、そういった中で議会のほうに情報も流れてくるということもあるのですけれども、今回更別の場合は条例にもありませんし、議会はというふうにかかわっていったらいいのかなというふうに自分らは思っているのですけれども、その辺についてちょっと伺います。

○議長 長 西山村長。

○村長 最初の対策本部につきましては、松橋議長さんが見えられて、一緒に指揮、あるいは処理状況について同席をしていました。今ご指摘があった部分については、やはり議会に対して情報の共有ということも必要ですし、発信もしなければいけませんし、不測の事態に備えていろんな手だてを打たなければならない場合についても議会にお願いすることもあると思います。今後対策本部の委員も含めて検討していきたいと思いますが、現在のところ参画するとかというようなことについては詳しくはお答え、今の段階ではできないということで、検討させていただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 今回は職員全員を招集する中で議会に情報が流れていなかったのも、議員はしばらく知らなかった状況の方もおられます。そういった中では、今後は議会についてもかかわりが持てるような情報を流していただきたいというふうに思いますので、その辺について十分検討していただきたいというふうに思っております。

○議長 長 西山村長。

○村長 ただいまご指摘のありました点でございますけれども、2回目の場合は深夜招集ということもありました。全員を招集しまして、いろんな対策を行ったわけですが、今後議員の皆さんにも情報を提供し、そして共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 台風10号の被害状況がまだつまびらかに把握できていないのかなという状況も踏まえてなのですが、確認させていただきます。対策本部が1時50分に設置されまして、同日の16時40分に解散ということですが、これは継続的に本部というのは立ち上がっていないのでしょうか。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 7号台風もそうでございますけれども、とりあえず警報が解除された段階で様子を見て解散しております。復旧等につきましては、一部業者委託等もございますので、その辺につきましては引き続き行っております。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今後の調査だとか、あといろんな被害にかかわる問題については、この対策本部で協議されることはないということによろしいのでしょうか。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 対策本部解散後の調査等につきましては、とりあえず各部が押さえておりまして、そういうことになるということでございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 各部門が動くということは、対策本部があるというふうに解釈されると思うのですが、対策本部が解散されたら、各原課で動くというふうに解釈されるのですけれども、そこら辺のところは突合されていますか。

○議長 長 森副村長。

○副村長 ただいま村瀬議員が言われたとおり、今後の対応、河川、道路も含めてですけれども、その部分については、先ほども申し上げましたように原課での対応という形になります。対策本部での対応ではなくて、あくまでも原課での対応ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 対策本部が立って、倒木処理が31日の2時から5時で、その翌日の13時から17時で、職員で対応していろいろ大変だったと思うのですが、その中での安全というか、あれだけの強風で夜中だったりとか、職員がけがしたりだとか、木倒れてきたら本当に人命にかかわることなのですからけれども、そういった対策というか、安全面というものはしっかり配慮したのかということをお教えてください。

○議長 長 産業課長。

○産業課長 倒木処理の安全対策ということでございますけれども、災害時巡回も含めて視界の悪い状況での自動車の運転ですとか、またチェーンソーの取り扱い、これらに関しては習熟した職員が中心になって行うというようなことを中心に割り当てをさせていただいております。また、作業に当たっては十分、非常時ということもありまして特に安全には配慮するように指示をして実施しているところでございます。

以上です。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 非常時ということで、いろいろ安全対策とか救急な面で大変だったと思うのですが、そのほかの後を見たときの、救急だったこともあるのですけれども、その後の費用対効果があったかとか、倒木が道の横に捨ててある状態で、そういった景観的な処理もしっかりできていくのかという面でも、協定を結んでいるところもあると思うので、そういったところもしっかり考えて対応していったほしいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 災害時、翌日等の対応につきましては、道路の交通の妨げになるところを取り急ぎ除去して、林内に引き込む等の処理をしているところでございます。ご指摘のとおり、災害協定を結ばれているところもございますが、災害時対応ということでございまして、優先すべきところは深夜であれ土のうの設置等を呼びかけて発注をしているところでございます。今後の処理後の景観的なところは、ご指摘いただいたとおり今後の課題として検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 先ほど村瀬議員さんのお話ありましたが、村の災害対策の防災計画の部分で、災害対策本部の廃止につきましては村長は次の各号に該当する場合に本部を廃止するというようになっております。本村の地域に災害発生の危険が解消したとき、2、災害に関する応急対応措置がおおむね完了したとき、3、公共機関及び公共機関の災害応急処置がおおむね完了し、住民生活に障害となる状況が解消されたと認められるときというふうになっております。ということで、作業等については継続をしますけれども、警報の解除段階において総合的に災害対策本部のほうで検討、状況を把握しまして、そういう形で本部については解散を行ったということであります。ご理解いただきたいと思います。

また、太田議員のお話がありましたけれども、今本内産業課長が説明申し上げたとおり、深夜にわたって強風の中、職員が非常招集をされ、そして各班に分かれて災害状況の調査、あるいはスクールバス等、あるいは幹線道路の倒木については速やかに処置をしなければならないということで、今お話し申し上げましたように熟練の職員、あるいは複数対応、あるいは連絡を徹底してとって作業等について確認を行うということで、安全対策にはそうしてまいりました。完全とは言いませんけれども、また今後このようなことが起こった場合についてはそういう職員の安全面、二次災害にも留意をしながら対策を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今災害関係のご報告がございましたけれども、河川、排水路の破損の関係で、このように文面落ちている。サラベツ川の土のう240個ほど設置したということと、また追加でという部分で、総体で240個というご説明いただきましたけれども、私の見る限りではサッチャルベツ川、神社の裏側の国道に渡るところに、のり面がかなり崩れていて土のうを設置してありましたけれども、その状況についてちょっとだけ説明いただければというふうに思っております。状況について。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきましたサッチャルベツ川ののり面崩れでございますけれども、同区間、サッチャルベツ川につきましては1級河川ということで、北海道の

管理する河川ということになってございます。当日のり面の崩れはこちらのほうでも災害対策本部のほうでも確認をしているところでございます。水位等の確認をしながら、河川の増水の状況につきましては開発建設部の北海道の大樹の管理事務所のほうに連絡をしたところでございます。その連絡を受け、のり面のくずれの状況も北海道のほうで確認をし、土のうのほうは北海道のほうで設置をされたという状況でございます。今後の補修の方向性、また時期等につきましては、おって確認をしながら協力して進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 結論から申しますと、村の所管でない1級河川だというご説明をいただいて、それなりの対応策も含めて改修を求めているというご説明でございましたけれども、私が言いたいところは、あの1級河川の周辺は新興住宅地であり、高齢者福祉施設があるということに私は非常に危機感を持っているわけでございまして、災害の避難マニュアルの中にも明確に避難場所が老人福祉センターというふうな形で書いてありますけれども、そこが浸水するおそれもなきにしもあらずということで極めて心配しているところでございますので、それらも含めて、100年に1度という感覚ではなくて、あの河川は結構のり面崩壊している部分が多いですので、その点の安全マニュアルの対応も含めてつくっていただければという要望も含めてお願いしたいというところでございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんがおっしゃったとおり、非常にその部分については重大に受けとめております。当日もこれについては、間隔を20分間隔ということで常時職員を張りつけまして、その水位、そしてのり面の崩れについて逐一本部に調査をし、不測の事態がある場合については避難勧告並びにそういう形について対応をとるということで行いました。今後異常気象も相まって、このような事態がしばらく起こらないということは、そういうことは考えてはいけないというふうに思います。常時考えまして、この辺についての対策、護岸の整備に向けて、あるいは避難部分も含めてこれについては随時対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 7 番、本多さん。

○7 番本多議員 農業被害の部分についてお伺いしますけれども、豆類とかバレイショ、てん菜とかいろいろ出ていまして、被害面積出ておりますけれども、これは基準になるのが多分冠水、浸水、倒伏ということですよね、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回の大雨、台風等によりまして冠水、浸水、また風による倒伏、それらが今後の農作物の収穫に影響するであろう面積を算定したものでございます。

以上です。

○議 長 本多さん、オーバーですから、最後にしてください。

○7番本多議員 いいですか、もう一回。

○議 長 はい、どうぞ。

○7番本多議員 例えば豆類でいいますと、金時類、ここにも8割が被害面積と言われておるのですけれども、このたびの災害によって発芽だとか、色の流れとか、そういった意味で全然収穫するに値しない産物が今ある状況なのです。そういった中で算出しづらいと思うのです、見た目でわかりませんから。そういった部分も入っておられるのかどうか、再度確認したいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご指摘いただいた点につきましては、それらをここまでの天候によるもの、また2度の台風、また先週の雨、こういったものがどんどん作物のほうに影響を与えて、刻一刻と変化している状態でございます。今般報告させていただいておりますのは、台風10号の時点でそれまでの累積も含め、収穫に影響するであろうものを算定させていただいたところでございますが、この後実際に収穫期を迎えまして、畑に入れる場所、入れない場所等も状況が変わっているところでございますので、あくまで速報的に翌日回った中での面積ということでご理解いただきたいと存じます。また、この後各農家、生産者に向けて農業経営生産対策推進会議から個別に、各生産者の方が現段階で捉えられている被害の面積、そういったものを報告をいただくよう調査を実施しているところでございます。それらを含めて、最終的に今般の農業被害については収穫期終えた後に金額等については明らかになってくるのかなというようなところでございますが、現段階での被害の捉え方ということでご理解いただきたいと存じます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、午前11時15分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時14分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第7 報告第3号

○議長 長 日程第7、報告第3号 平成27年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 平成27年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。

平成27年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、この件につきましては、吉本総務課長に説明いたさせます。

以上、報告とさせていただきます、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 報告第3号につきまして補足説明させていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。平成27年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。

1の健全化判断比率でございますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率。実質公債費比率につきましては、6.8%となっております。将来負担比率につきましては、備考欄にありますけれども、各比率とも負数にて算出された場合には横棒で表示してございます。この中で将来負担比率でございますけれども、1つ目として地方債現在高、これ特別会計、一部事務組合を含みますけれども、この地方債現在高と2つ目、債務負担行為に基づく支出予定額、3つ目としまして一般会計における退職手当の負担予定額、4つ目といたしまして実質赤字額、これらの額から充当可能な基金や特定財源を差し引くなど、総務省が示す計算式に当てはめて計算してございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は、三角数字で表示してございます。

2つ目の資金不足比率でございます。これにつきましても負数でございますので、横棒で表示してございます。これにつきましては、料金収入など受益者の応分負担で賄われていることを示すものでございますけれども、資金不足に陥ると料金の値上げなど何らかの経営改善を図らなければならないこととなります。20%以上の場合は、経営健全化計画を定めることとされております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 承認第5号

○議長 長 日程第8、承認第5号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 承認第5号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件でございます。

平成28年度更別村一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをごらんください。次のページは専決処分書でございます。

平成28年度更別村一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、8月17日に北海道へ上陸した台風7号がもたらした雨、風の影響により、河川及び明渠排水路施設の損傷等による災害復旧対策を行うため、当初予算で計上している農業用施設災害復旧費を追加補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

次に、平成28年度更別村一般会計補正予算の説明を行います。一般会計補正予算（第3号）をごらんください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,717万9,000円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。6ページをごらんください。6ページでございます。歳出でございます。款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、補正額233万2,000円を追加し、補正後の額の総計を377万1,000円とするものであります。

内容であります。説明欄をごらんください。農業用施設災害復旧事業233万2,000円、需用費、修繕費、明渠排水修繕費となっております。これは、排水路に係っている倒木の処理でございます。あと、排水路等ののり面の補修、もう一つはのみ口の詰まりの解消を

行ったものであります。

続いて、歳入に参ります。5ページをごらんください。款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税に233万2,000円、計19億4,612万4,000円とするものであります。説明については、普通交付税ということであります。歳入につきましては、地方交付税のため財源補正を行うものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 今説明があったわけなのですが、今回の災害復旧事業の中で明渠排水修繕ということになっています。今の村長の説明では、土のうの件に関しては入っていないというふうに聞こえたのですが、土のうの部分はここには入っていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 今回追加で専決処分させていただきました補正予算の中には、当初予算の中で組まれていたものには土のう200個の設置費が当初予算で見込まれてございます。今般出させていただいたのは、台風7号の後ということでございまして、実際には7号のときには土のうは積まなかったのですが、積む可能性、あふれる可能性があるということで、製作には着手をさせていただきました。その結果、当初予算額を既に執行していたところもございまして、台風被害、結果的に積まなかったのですが、その後の気象状況も勘案して、河川のほうの流れをよくする部分、そういったものは早急に手をつけなければならないという判断をいたしまして、あわせて土のうのほうの設置費用等々もまた追加できるような形で、それらを含めての専決という形でご提案させていただいたところでございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 ということは、ちょっと具体的な話しますが、今回もサラベツ川が先ほど行政報告にもありましたように240個の土のうを積んだということであります。それで、今回の補正予算に直接関係あるかどうか、ちょっとわかりませんが、サラベツ川は1級河川であります。明渠ではないわけなのですが、毎回大雨のたびに土のうを積んだり、いろいろとご苦労されていることは承知なのですが、その対策について国や道に対してどこまで修繕というか、修理のほうを要望しているのか、改善のほうです。その辺ちょっと聞かせていただければよろしいかなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきましたサラベツ川につきましては、ご指摘のとおり1級河川でございまして、本来北海道の管理する河川でございます。ただ、こちらのサラ

ベツ川につきましては河川改修を行われた際に国営事業で河川改修をした経過がございます。その場合には法律上の手続で一時的に国のほうへ財産を移管し、国が整備した後に本来の管理者である北海道へ引き継ぐというような形になるのが正規な流れでございます。ただ、この川につきましては、もう30年ほど前の工事になります。改修されてからその後の引き継ぎが完了していないところがございます。本来国道橋が非常に狭いというところがございます。国道の橋の拡幅についてはもう数十年来開発のほうにも要望しているところがございます。ただ、橋のかけかえだけという工事につきましては、全国的にもサラベツ川にかかっている橋のような状況というのは数がたくさんあるということで、なかなか優先順位が上がらない。そういった中で、河川改修計画が樹立された後であれば、あわせて可能ではないかというようなお返事をいただいております。ただ、河川改修につきましては北海道のほうで河川改修の計画を立てるということでございますが、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、財産移管の処理が済んでいないということがございまして、北海道のほうでも河川改修の計画が立てられないというような非常に問題を抱えているところがございます。

それらを踏まえまして、政党要望を含め、十勝管内の主要懸案事項、そういったところに財産移管の引き継ぎの早期実現、またそれらが終わった後の橋のかけかえ、河川改修計画の早期樹立、そういったものに関してこちらでも長年要望しているところがございます。それらが解決されないというところがございます。ただその間も更別村の我々としましては地域住民の方の生活に影響を与えられるということで、本来土のう設置につきましても北海道のほうに迅速に対応をお願いしているところですが、どうしても迅速な対応に至らないところもございまして、村の経費を使ってこれまでも土のうの設置等を行っているところがございます。財産の移管につきましては、ここ数年徐々に引き継ぎがされているところがございます。あと数カ所、数区間と申しますか、残っているのですけれども、今回の災害も踏まえて、さらに強く要望し、早期に全ての引き継ぎを終わらせ、河川改修計画の速やかな樹立、また改善について改めてまた要望してまいりたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今サラベツ川の関係の緊急対策ということでご説明ありましたけれども、非常にそれらの対応が難しいというご説明をいただきましたけれども、加えて、今片方の北側の土のうは積んだという実態は把握しておりますけれども、それがゆえに南側の畑、一般の生産者の圃場に、ビート畑なのですけれども、かなりの浸水が見られたという部分ございましたけれども、それらの対応について必要なかどうかという判断はしたとは思いますが、被害が出過ぎているような印象を持ちますけれども、その点の対応というか、今後も含めてどのような対応を図るのか、ちょっとご説明いただければというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、南側の畑につきましては著しく河川の水があふれて、基線側まで水が流出していたような状況でございます。今回反対の北側につきましては土のう200個について日中のうちに設置をしていたところでございます。その日の深夜になって急激に雨量が増したことによりまして、国道橋と一部樹木等の関係で設置ができなかった箇所から水があふれ出たというところでございまして、そちらは深夜に急遽土のうを40個追加したという経過でございます。反対側につきましても、我々も想定をしている以上の雨量が深夜に降ったというところでございまして、土のうの作成、また設置に関しましては1時間に20個から30個つくるのが能力的には限界というところがございまして、畑側にあふれていた生産者の方には大変申しわけないところではございましたけれども、その後の追加の設置というのができなかったという経過でございます。今後これらの経過を踏まえまして、今後の設置につきましては雨量の状況、気象の状況等を勘案して、畑側のほうの被害も少なくなるよう検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第5号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決をいたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定をしました。

◎日程第9 承認第6号

○議 長 日程第9、承認第6号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第6号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件でございます。

平成28年度更別村一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第

67号) 第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをごらんください。次ページは、専決第4号、処分書でございます。

平成28年度更別村一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、8月30日に北海道へ上陸した台風10号がもたらした雨、風の影響により、道路の損傷及び公共施設内における倒木の被害が発生し、早急に災害復旧対策を行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

次に、平成28年度更別村一般会計補正予算(第4号)をごらんください。

平成28年度更別村一般会計補正予算(第4号)であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,036万円とするものであります。

歳出のほうからご説明申し上げます。説明書の6ページをお開きください。6ページでございます。歳出、款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費でございます。288万1,000円を追加し、総額432万円とするものでございます。

内容につきましては、説明欄をごらんください。道路災害復旧事業288万1,000円、需用費、修繕費、村道修理費、節13委託料、その他業務委託料、機械設置及び撤収業務委託料でございます。これは、道路の横断管ののみ口の詰まりの解消、もう一つは道路横断管ののり面の崩れの補修、道路及び側溝の破損箇所の補修ということでございます。

項3その他公共施設災害復旧費、目1公共用施設災害復旧費でございます。30万円の追加であります。総額30万円ということであります。

説明欄をごらんください。公共用施設災害復旧事業30万円、委託料としてその他業務委託料、風倒木伐採業務委託料でございます。中身につきましては、学校、公園、各公共施設の樹木について危険性のある風倒木を緊急伐採したものであります。

次に、歳入に参ります。5ページをごらんください。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税として318万1,000円の追加、19億4,930万5,000円という総計になります。これは普通交付税ということであります。

歳入に当たっては、地方交付税のため財源補正を行うものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご承認をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 今さまざまな補正ということで説明をいただきました。1つ前の専決処

分にもかかわるのですが、行政報告の中でさまざま倒木等の箇所等々書いてありましたが、この2つの専決については、7号、10号、この部分については今回の倒木処理等全て含まれているということでしょうか。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 先ほど7号のほうの処理、補正予算の3号を承認いただいたところでございます。4号につきましては、道路関係、また公共施設の職員が処理できない立ち木のままだになっているものの処理の委託というものの経費でございます。この段階で河川のほうの被害の補修については追加する形になろうかと思いますが、専決の予算の中で処理できるものはあわせて行っているところでございますが、緊急性の高いものは専決の経費で現在実施しているところでございます。この後予算の積算等、また追加の部分、河川につきましては10号の被害でかなりのり面が崩壊してございますので、それらの経費につきましては改めまして補正予算の提出を予定しているところでございます。ただ、専決をするということではなく、本定例会が開会する時期の補正予算の提出というように現段階のところでは考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第6号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定をしました。

◎日程第10 議案第65号

○議 長 日程第10、議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。

更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、北海道河西郡更別村字更別南3線95番地36、草深恵美さんであります。昭和42年12月18日生まれであります。

草深さんにおかれましては、平成24年10月より1期4年にわたり教育委員を務めていただいております。教育委員として本村の教育、文化の振興にご尽力をいただいております。また、女性の立場からも、きめ細やかな視点からの子育てや不登校、いじめなど教育行政全般にかかわるご提言やご助言をいただいております。みずからも子育てをしながら、教育問題にも関心が高く、豊富な知識と経験をお持ちの草深さんに引き続き教育委員をお願いするものであります。

任期は、平成32年9月30日までの4年間であります。

ぜひともご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定をしました。

◎日程第11 議案第66号

○議 長 次に、日程第11、議案第66号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第66号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例（昭和50年条例第3号）及び更別村税条例等の一部を改正する条例（平成26年更別村条例第10号）並びに更別村税条例等の一部を改正する条例（平成27年更別村条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）

及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が施行されるに伴い、関係条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしましては、（１）、軽自動車税を見直し、軽自動車税種別割と軽自動車税環境性能割を新たに規定するものであります。

（２）、法人住民税法人割の税率を3.7%引き下げ、6%とするものであります。

（３）、医療費控除としてスイッチOCT医薬品を新たに規定するものであります。

（４）、3輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成29年度分の軽自動車税種別割について軽減を行うものであります。

（５）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）に規定する特例適用利子等、特例適用配当等を有する者の所得について、個人の村民税の課税の取り扱いを新たに規定するものであります。

（６）といたしまして、その他、法令との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、この件に関しましては、宮永住民生活課長に説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例等の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。第18条の3は、納税証明事項の規定で、地方税法第442条の改正によりまして現行の軽自動車税が軽自動車税の種別割に名称変更がなされるものでございます。これは、平成28年度の地方税法改正におきまして車体課税の見直しが行われたわけですが、自動車取得税、これは道の部分になります。取得税が平成29年4月1日以降廃止となりまして、かわってこの環境性能割が新たに設けられるという内容になってございます。これに伴いまして、現行の軽自動車が種別割というふうに呼び方が変わるというような状況でございます。

続きまして、第19条でございます。納期限後に付する税の延滞金に関する規定でございます。軽自動車環境性能割の申告納付の取り扱いを加えたほか、条例第48条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。各号の規定は、延滞金計算の期間の規定でございます。第2号、第3号において新たに軽自動車税環境性能割の申告納付に関する取り扱いを規定いたしました。現行の条文から法人の村民税の申告納付の取り扱いを分離、分けまして、新たに5号、6号として規定したものでございます。

続きまして、34条の4でございます。これは、法人の村民税の税率の規定でございます。地方税法の改正に伴い、現行の9.7%から3.7%引き下げて6%とするものでございます。これまでの税制改正において地方法人課税と法人住民税法人税割が税収の年度間、地域間の変動が大きいというふうにされておきまして、その偏在性の是正がたびたび取り上げてこられたところでございます。その中で、法人住民税法人税割を引き下げ一方、その引

き下げの見合い分を国税である地方法人税を引き上げて、その引き上げ分を地方交付税の原資とすることで地域間の財政力の格差を縮小していこうということでございます。結局原資が地方交付税のほうに振り分けられるというような状況が生まれるということでございます。

続きまして、第43条でございます。普通徴収に係る個人の村民税の賦課額の変更等に係る延滞金の徴収の規定でございます。第1項、2項、3項において、これは字句、文言を改正するものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。第4項を新たに加えて、個人住民税の所得割について、当初の申告書が提出されており、かつ当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合に、当初申告書により納付すべき税額納付があった日の翌日から当該税額を増加させる修正申告の提出日または更正の通知をした日までの期間を延滞金の基礎となる期間から控除するという内容でございます。

続きまして、第48条でございますが、これは法人の村民税の申告納付の規定でございます。第3項、第4項で字句を改めるとともに、現行の6項を7項とし、第5項を6項とする。第4項の次に新たに第5項を加えるものという内容でございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。第5項で修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告または増額更正に係る法人の村民税について期限内申告書または期限後の申告書が提出されており、かつ当該期限内申告書または期限後の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出または増額更正があったときは、当該修正申告の提出または増額更正による納付すべき税額に達するまでの部分について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するという内容でございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。第50条でございます。法人の村民税に係る不足税額の納付手続の規定で、第2項、第3項の字句を改めるとともに、第4項を新たに設け、先ほど48条の改正で説明しました同様の延滞金の計算から控除する期間を定めたという内容でございます。

次、8ページでございます。第80条、軽自動車税の納税義務者の規定で、これは3輪以上の軽自動車の取得者に対して軽自動車税の環境性能割を賦課し、3輪以上の軽自動車の所有者に軽自動車税の種別割を賦課することとする内容でございます。

第2項の法第443条第2項に規定するものというのが製造により3輪以上の軽自動車を取得した者、販売のため3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者及び運行以外の目的のために取得した者のことを言っております。

第3項の法第445条第1項による種別割を課することができない者というのは、国、地方自治体、国立大学法人、日本年金機構、地方独立法人などのことを言っております。

続きまして、8ページ下段のほうでございますが、現行の欄にあります第80条の2、日本赤十字社が所有する軽自動車に対する課税の範囲の規定についてでございます。条例の

並びの整合を図るため、削除するものでございます。

続きまして、9ページでございます。第81条でございますが、軽自動車税のみなし課税の規定で、第1項では購入の方法がリース方式など所有権留保によります3輪以上の軽自動車を取得した場合に買い主を所有者とみなして課税することを、第3項では販売業者等が軽自動車を販売のためや公道運行以外の目的で取得した場合にあってもその販売業者等が車両番号の指定を受けた場合には当該販売業者等を取得者とみなして課税することとしているものでございます。

第4項では、国外で取得した軽自動車を国内に持ち込んだ場合には、当該車両を運行の用に供する者を取得者とみなして課税するという内容を規定したものでございます。

続きまして、9ページでございますが、一番下のほうの81条の2についてでございます。先ほど削除した現行の80条の2を改めて規定をし直すもので、日本赤十字社が所有する軽自動車等の非課税範囲を規定したものの内容でございます。

続きまして、10ページでございます。第81条の3でございますが、新設となる環境性能割の課税標準を規定したもので、法施行規則第15条の10の規定の算定額とは、初めて車両番号の指定を受ける軽自動車の場合は販売価格に相当する金額として、それ以外の場合にあつては初回の車両番号指定以後の期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じた額と規定されているものでございます。

第81条の4は、環境性能割の税率の定めでございます。法第446条第1項で電気自動車や燃料電池自動車など法令に定めるものを非課税とする規定がありまして、これら非課税に該当する車両以外の税率を定めたものでございます。

次、第1号中、法第451条第1項の適用を受けるものという内容でございますが、これはガソリン軽自動車のうち3輪以上であつて、平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、窒素化合物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める値の4分の1を超えないものであり、平成32年燃費基準以上である乗用車及び平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、窒素化合物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める値の4分の1を超えないものであり、平成27年度燃費基準に100分の150を乗じて得た数値以上である2.5トン以下のトラックを指している内容でございます。

第2号中、法第451条第2項の適用を受けるものというのは、ガソリン軽自動車のうち、3輪以上であつて、平成17年輕中量車基準に適合し、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める値の4分の1を超えないものであり、平成27年度年費基準に100分の110を乗じて得た数値以上である乗用車、または2.5トン以下のトラックを指すものでございます。

第3号中、法第451条第3項の適用を受けるものというのは、非課税及び前2号の適用を受ける以外の3輪以上の軽自動車の内容を指すものでございます。

81条の5でございますが、これは環境性能割の徴収方法の規定で、申告納付によるものとしたものでございます。

第81条の6につきましては、環境性能割の申告納付の手続の定めで、法第454条第1項各号に定めるときまたは日というのが、法第454条第1項第1号として車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車の場合は当該指定のとき、第2号として第1号以外の3輪以上の軽自動車で自動車検査証の記入を受けるべき車両は当該記入を受けるべき事由があった日から15日以内、第3号として前2号以外の3輪軽自動車は当該車両の取得の日から15日を経過する日と定められております。

11ページをごらんいただきたいと思います。第81条の7につきまして、これは環境性能割の不申告に関する過料について額などを規定している内容でございます。

第81条の8は、環境性能割の減免についての規定となっております。これは、地方税の改正において法附則第29条16で、軽自動車税の環境性能割を課する3輪以上の軽自動車の主たる定置場の市町村が減免を条例において定めた場合には、当分の間環境性能割の減免に対する事務は都道府県知事が行うという内容がうたわれているところでございます。

次、82条でございますが、これは3輪以上の軽自動車の所有者に対して毎年度賦課する種別割の税率の規定でございます。種別割は、基本的に現行の軽自動車税の名称や表示区分の変更でありまして、区分や金額は現行から変わる箇所はありません。

12ページをごらんください。第83条から15ページの第91条までの改正になります。これにつきましては、いずれも軽自動車税を種別割に改めるものや引用する法令の条番号の改正などが主な内容でございますので、割愛させていただきます。

16ページの附則第6条の規定でございます。これは、特定の一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例として地方税法附則第4条の4第3項の追加に伴いまして、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品と、これを今の呼び方でスイッチOCT医薬品という内容のようでございますが、購入費が1万2,000円を超える場合において、前年中の特定健康診査といった健康の保持、促進及び疾病の予防への取り組みを行っているときは、8万8,000円を上限として当該1万2,000円を超える部分の金額を総所得金額から控除すると、医療費控除の特例を新たに設けることとした改正内容でございます。スイッチOCT医薬品というのは、これは有効成分が一般に転用されたもので、医療用として今まで使用実績や副作用の発生状況を踏まえて、製薬会社が効能、効果、用法、用量、使用上の注意などを改めて見直した上で申請を行って、国の審議を経て承認された内容の医薬品のことになっております。

附則第15条の2、環境性能割の賦課徴収の特例についての定めでございますが、地方税法附則第29条の9第1項の追加によりまして、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間環境性能割を課する3輪以上の軽自動車の定置場所在の道府県の自動車税の環境性能割の例により行くとさせたことに伴う改正でございます。

附則第15条の3、環境性能割の減免の特例についての定めでございますが、当分の間、環境性能割の減免に対する事務を、これは道府県知事が行うこととした改正の内容でござ

います。

17ページをごらんいただきたいと思います。第15条の4は、環境性能割の賦課徴収を当分の間、知事が行うことに伴う手続の規定の内容でございます。

附則第15条の5、環境性能割の賦課徴収を当分の間知事が行うことに伴う事務に必要な費用を補填するために主たる定置場所在市町村が道府県に徴収取り扱い費を交付しなければならないという地方税法附則第29条の16に基づく改正でございます。

附則第15条の6は、環境性能割の税率の特例でございます。地方税法附則29条の18第1項で営業用の3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割を当分の間軽減することとする規定に伴う改正の内容となっております。

条例81条の4各号で規定する税率について、表の中欄の率を同表右欄の割合に読みかえる内容としております。

附則16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。現行条例で行っている軽自動車税の重課、軽課を種別割においても行うための字句などの所要の箇所の改正です。

第1項は、車両番号の指定を初めて受けた月から14年を経過した軽自動車は環境に与える負荷が大きくなるとして、税額がおおむね20%増となる重課に関する規定の内容となっております。

第2項から4項までは、平成28年度のみの措置とされておりまして、環境に配慮した性能の軽自動車税の税率を軽減するグリーン化特例を1年間延長し、29年度においても種別割で行うとする改正です。各項は適用する車両の性能を規定しておりますが、詳細な内容は割愛させていただきます。

19ページをごらんください。附則第20条の2、個人の村民税の所得割の課税の特例の規定でございます。所得税法等の一部を改正する法律の施行であります。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等または特例適用配当等の額に係る所得を条例の規定にかかわらず分離課税とするという内容でございます。各項において条文の読みかえ箇所等を規定しております。

23ページでございますが、これは附則第20条の3は附則第20条の2が加わったことに伴う条番号の繰り下げ、引用する法令、条番号等の字句を改正する内容となっております。

27ページ、第2条改正について説明いたします。これは、平成26年5月開催の臨時会で可決いただいた改正条例の内容でございます。

附則第6条は、軽自動車税の経過措置を定めたもので、27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に係る27年4月1日以降に賦課される軽自動車税は条例第82条の改正で行った税率の引き上げにかかわらず、従前の税率の適用とされる規定を軽自動車税の所得割においても引き続き措置するという所要の改正でございます。

29ページでございます。これは、3条改正についてでございます。平成27年、これは12月の定例会で可決いただいた改正条例になります。

附則第4条でございますが、平成28年4月1日から29年3月31日までの紙巻きたばこ3級品に係るたばこ税の税率の経過措置を定めたもので、1条改正により条例第19条に改正があったことに伴って、読みかえを行う箇所の字句を改正するものでございます。

29ページの下段でございますが、第1条、施行期日の定めでございます。この条例は、29年1月1日から適用することとしますが、第1号の記載の箇所を平成29年4月1日施行、第2号に記載の箇所を平成30年1月1日施行とするものでございます。

改正附則第20条は、村民税に係る経過措置に関する規定でございます。第1項から5項までの規定、先ほどちょっと出ています個人の村民税の賦課額の変更などに係る延滞金の徴収の規定や特定一般医薬品等の控除の適用などについて規定しております。

改正附則第3条でございますが、3条は軽自動車税に係る経過措置に関する規定でございます。環境性能割並びに種別割の取り扱いについて規定しております内容となっております。

これらの改正につきましては、今回国のほうから示されております準則というのがありますが、この準則の改正内容に準じまして改正をしているところでございます。

以上、説明を終わりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第66号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、昼食のため午後1時40分まで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第67号

○議長 日程第12、議案第67号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第67号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）に規定する特例適用利子等、特例適用配当等を有する者の所得について、国民健康保険税の課税の取り扱いを新たに制定するものであります。

なお、この件につきましては、宮永住民生活課長に説明をいたさせます。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

現行の条例附則第11項を13項とし、第10項を第12項、第9項の次に2項を加えるという内容でございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。附則第10項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。所得税法等の一部を改正する法律の施行によりまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が施行されたことに伴いまして、同法に規定する特例適用利子等を国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に含めるとした内容でございます。

附則第11項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が施行されたことに伴いまして、同法に規定する特例適用配当等を国民健康保険税の算定に用いる総所得金額に含めるとした改正内容でございます。

附則についてでございますが、第1条は施行日の定めで、これは29年1月1日から施行するという内容でございます。

第2条は、適用区分の定めでございます。改正後の条例に係る特例適用利子等、特例適用配当等は、29年1月1日以後の日から支払いを受けるべきものから国民健康保険税の算

定の適用にする旨の規定でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第67号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第68号

○議 長 日程第13、議案第68号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第68号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年更別村条例第11号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サー

ビス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求める規定を加えるものであります。

(2) として、指定介護予防支援事業者は、介護、保健、医療、福祉等の専門的な知識を有する者で構成される会議から支援対象被保険者への適切な支援、必要な検討のための資料や情報等の求めがあった場合には、これに協力する規定を加えるものです。

(3) として、厚生労働省令の一部改正に伴い、文言等を整理するものであります。

なお、この件については安部保健福祉課長に説明をいたさせますので、よろしくお願いします。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

1 ページをごらんください。第11条は、厚生労働省令の一部改正に伴う文言整理であり、「初回訪問時又は利用者若しくはその家族」を「初回訪問時及び利用者又はその家族」に改めるものでございます。

第30条第2項第1号及び第2号エ、オは、条例第32条第1号の次に第12号が加わるため、以降の号番号が1号ずつ繰り下がることにより、号番号を合わせるため、第30条第2項第1号中の「第32条第13号」を「第32条第14号」に、第30条第2項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に、同じく第30条第2項第2号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改めるものでございます。

2 ページをお開きください。第32条第11号の次に、担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対し、介護予防訪問看護計画書等の提出を求めることを規定した第12号を加え、改正前の12号を第13号とし、厚生労働省令の一部改正による文言整理のため、「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、第32条第13号を同条第14号、第14号を第15号に改めます。第15号を第16号に改め、3 ページをお開きください。同号イ中、厚生労働省令の一部改正に伴う文言整理により、「指定介護予防通所介護事業所（北海道条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）」を削り、第16号を第17号に改め、第17号を第18号に改めるとともに、号の追加に伴い、準用規定の号番号を第12号を第13号へ、第13号を第14号に改めるものです。

第18号から26号を、一括ですけれども、第19号から第27号とそれぞれ改め、第27号の次に指定介護予防支援事業者に対する法第115条の48第4項の規定に基づく会議ですけれども、これは村での地域ケア会議に当たります。その地域ケア会議から支援体制の検討を行うため必要な資料、情報の提供等の求めがあった場合に協力するよう努めることを規定した第28号をつけ加えるものでございます。

なお、附則にて、この条例は、公布の日から施行するとされております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第68号 更別村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第69号

○議 長 次に、日程第14、議案第69号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたしま
す。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年更別村条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであり
ます。

1の理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基
準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第14号)による指定地域密着型介護サ
ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の一部
改正により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、条例で定める地域密着型サービスの人員等の基準につ
いては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により厚生労働省令に定められた基準
によることとされており、今般社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令の一部改

正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

なお、この件につきましては安部保健福祉課長に補足説明をいたさせますので、よろしくをお願いします。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

1 ページをごらんください。第7条の前に地域密着型通所介護事業所、これは更別村でいうと老人保健福祉センターで行っているデイサービス事業所でございます。地域密着型通所介護事業所において行う事業に対する基本方針を定めた第6条を追加し、第6条を第7条に改めるとともに、厚生労働省令の一部改正により、「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削除しました。

第7条を第8条に改め、第8条を第9条に改めるとともに、2 ページをお開きください。介護保険法の改正により条文番号を「法第8条第19項」を「法第8条第20項」、これは認知症対応型共同生活介護ということでございまして、村でいうとグループホームの元気の里さらべつを指しております。それに改め、第9条を第10条に改めるとともに、「法第8条第20項」を「法第8条第21項」、これは地域密着型特定施設入居者生活介護、これはいわゆる有料老人ホームですとか軽費老人ホームを言いますけれども、更別村ではこの事業所はございません。に改めて、第10条を第11条に改め、「法第8条第21項」を「法第8条第22項」、地域密着型老人福祉施設、村ではコムニの里さらべつということになっております。に改め、3 ページをお開きください。第11条を第12条に、第12条を第13条に、第13条を第14条に繰り下げるものでございます。

なお、附則にて、この条例は、公布の日から施行するとされております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第69号 更別村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第70号

○議長 日程第15、議案第70号 動産買い入れの件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第70号 動産買い入れの件でございます。

次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。

1、買い入れの目的、学校管理用備品（OS更新等）購入事業における動産買い入れのため。

2、動産の品名及び数量、別紙のとおりであります。

3、契約金額、金1,814万4,000円でございます。

4、買い入れの方法及び時期、指名競争入札による落札ということでございます。

5、契約の相手方、帯広市西6条南6丁目3番地ソネビル3階、中央コンピューターサービス株式会社十勝営業所でございます。

理由といたしましては、財産の取得について、更別村議会の議決に付すべき契約財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

事項については、品目名、規格、型名、業務名等書いてあります。

なお、資料を添付させていただいております。そちらのほうをごらんください。資料ですけれども、1、入札日時、平成28年8月23日午前9時となっております。

指名業者については、お目通しをください。

納入期限、契約の締結の日から平成28年11月11日まででございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第70号 動産買い入れの件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第16 議案第71号

○議 長 日程第16、議案第71号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第71号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第5号）であります。

第1条の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,476万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,512万9,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

以下お目通しをお願いするものであります。

今回の補正に関しましては、主なものといたしましては、歳入にあつては村税、交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、村債などの財源補正を行うものでございます。歳出にあつては、情報処理管理事務経費、社会保障・税番号制度整備事業、協働のまちづくり基金積立金、福祉基金積立金、医療施設等運営補助金、母子保健事業経費、カントリーパーク施設改修事業、こども夢基金、過年度過誤納還付金ほか所要の補正を行うものでございます。

なお、この件に関しまして森副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしく願ひいたします。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、平成28年度更別村一般会計補正予算（第5号）について補足説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうからご説明をさせていただきます。10ページをお開きください。款2 総務費5,874万円を追加し、8億5,517万3,000円とするものでございます。

主な内容であります。項1 総務管理費、目1 一般管理費475万2,000円の追加でございます。主なものでありますけれども、説明欄（3）、職員研修経費でございますけれども、コンプライアンス研修のために45万4,000円を追加するものでございます。その下、（4）、社会保障・税番号制度整備事業410万4,000円の委託料追加でございますけれども、情報セキュリティポリシー改定、マイナンバー安全管理措置対応業務として委託費を追加するものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。目10財政調整基金費5,346万3,000円の追加で
ございます。年度間によって生じる財政の不均衡を調整するために、ルール分として今回
5,346万3,000円を追加するものでございます。

款3民生費2,048万9,000円を追加し、6億5,331万円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1社会福祉費、次のページ、12ページになりますけ
れども、目1社会福祉総務費2,032万円を追加する内容でございます。福祉基金積立金、寄
附分として2,001万円を追加するものでございます。

次に、款4衛生費24万円を減額し、3億2,577万8,000円とするものでございます。

主なものでありますけれども、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費87万円の減額で
ございます。説明欄の(1)でございますけれども、厚生病院の運営補助金でありますけれ
ども、不採算部門が5部門から4部門になったことから、今回87万円を減額するもので
ございます。

続きまして、13ページになりますけれども、目5保健推進費45万円の追加でございま
す。説明欄(1)の母子保健事業経費でございますけれども、妊婦安心出産支援事業助成金で
ございますが、出産に向けて妊産婦の負担軽減を図るため、出産に係る交通費の一部を助
成する内容でございます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費281万9,000円の追加でございます。説明欄(1)、
カントリーパークの高圧変電設備を更新するものでございます。

款10教育費84万5,000円の追加でございます。

主な内容でございますけれども、項1教育総務費、目3こども夢推進費、寄附分として
14万5,000円を追加するものでございます。

次のページ、14ページになります。項2小学校費、目1学校管理費55万円の追加で
ございます。説明欄(1)の学校施設維持管理経費でございますけれども、6月1日に上更別
小学校に落雷がありまして、火災報知機が故障し、その修理等で当初予算等を使って修理
対応しておりましたけれども、これからの修繕費等に対応するため、今回追加をさせてい
ただく内容でございます。

款13諸支出金、項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金211万6,000円の追加
でございます。説明欄(1)でございますけれども、平成27年度の保育園等の負担金がふ
えたことによりまして、今回過年度過誤納還付金を追加するものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。6ページをお開きください。款
1村税3,903万6,000円を追加し、5億9,294万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますけれども、項1村民税、目1個人2,385万5,000円を追加するも
のでございます。現年課税分積算見直しにより、追加を行うものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税1,493万円の追加でございます。メガソーラー分の積算
増によりまして、現年課税分を追加するものでございます。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億198万円を追加するものでござい

ます。普通交付税交付決定に伴い、追加をするものでございます。

款13国庫支出金、次のページに参ります。項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金31万円の追加でありますけれども、臨時福祉給付金給付事務のシステム改修のために追加をするものでございます。100%国庫財源となつてございます。

続きまして、款14道支出金、項2道補助金、目3衛生費道補助金14万8,000円の追加でございますけれども、これにつきましては先ほど歳出のほうで説明いたしました妊産婦安心出産支援事業の補助金でございます。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金22万3,000円の追加でございます。この内容につきましては、更別森林組合平成27年度黒字決算に伴います出資配当金の追加となつてございます。

7ページの款16寄附金でございます。2,022万4,000円を追加し、2,023万円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1寄附金、目1総務費寄附金。

次のページになります。目3の民生費寄附金でございます。2,001万円の追加でございます。福祉基金指定寄附金として追加をするものでございます。

款17繰入金1億8,296万円を減額して、7,469万5,000円とするものでございます。

主なものでございますけれども、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金8,445万1,000円の減額でございます。一般財源が確保されたことに伴いまして、原予算全額を減額するものでございます。

目8の公共施設等整備基金繰入金9,865万9,000円の減額でございます。これも同様に一般財源が確保されたことによりまして、当初予算全額を減額する内容でございます。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億692万5,000円の追加でございます。特別交付税、消費税交付金等の増によりまして前年度繰越金1億692万5,000円を追加するものでございます。

款19諸収入、項5雑入、目5雑入150万6,000円の追加でございます。農業者年金業務の委託金でございますけれども、前年度より当初配当額が大きく下回った団体への激変緩和措置として追加されるものでございます。続きまして、その説明欄でございますけれども、事業量の配当分でございます。105万の追加でございますけれども、これにつきましては更別森林組合事業発注による平成27年度黒字決算に伴います配当金を追加するものでございます。

款20村債、項1村債、目2臨時財政対策債262万3,000円の減額でございます。普通交付税の額の確定に伴いまして、臨時財政対策債を262万3,000円減額するものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。3ページは地方債補正の変更でございます。一番下の臨時財政対策債、補正前1億1,883万8,000円を補正後262万3,000円減額いたしまして限度額を1億1,621万5,000円とするものでございます。合計につきましては、補正前8億4,773万8,000円を補正後8億4,511万5,000円とするものでございます。

以上、一般会計の補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳出の10ページになります。総務費の一般管理費の中で、説明の中では（４）番の社会保障・税番号制度の整備事業、業務の委託料の追加なのですが、当初予算を上回る補正予算でございます。もう少し、何が追加になったのか、何が足りなかったのかを詳しく説明してください。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 この補正につきましては、来年7月から国と地方公共団体の情報照会、回答が始まりますけれども、それに伴いまして情報セキュリティポリシーを改正してください、それからマイナンバー安全管理対応を委託するものでございまして、どちらも総務省より示されておりますガイドラインにより作成を求められているものでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これは当初から見込まれるのではなくて、途中からそういう見積もりといるのですか、業務を追加すれという指示でしょうか。あわせて、今後予想されると思いますか、村としてどこまでそれをやり切っていけるのかという非常に素朴な疑問になるわけです。というのは、歳入の処理も一般財源で充てられているという状況も含めて説明願います。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 これにつきましては、先ほど総務省のガイドラインにより作成してくださいということなのですが、今後始まってみて、また国がどのように地方にこれを整備しなさいとかというのはまだわかりませんが、国全体で動きますので、求められれば今後また新たな計画等が発生することは考えられると思います。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それでは、これにより住民サービスの向上が図られたかという状況と、あと実際今村で申請、交付されている人数の確認、お願いいたします。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 国が示しております法律では、個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受、それから手続の簡素化による国民の負担の軽減、それから現行個人情報保護法制の特例を定め、個人番号その他の特定個人情報の適正な取り扱いの確保ということが法律の目的で規定されております。

後段の説明は、今までどのぐらいの予算を計上していたかによろしいでしょうか。

○議長 長 もう一回発言してください。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 せっかくの機会がありましたので。

国で言っているサービスはそうだろうという話はよく理解して、皆さんに周知してされているということですが、現実には住民の方がどれだけこれによって活用されているかというものがあれば、お聞きしたいなということです。

そして、最後に質問あったのは、村で今申請されている数、そして恐らくイコールだと思うのですが、交付している数の確認です。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 私のほうから申請件数と交付件数述べたいと思います。

昨年の10月の5日から番号法が始まりまして、一応3月31日までの段階で申請件数が171件、交付件数は110件という状況になっております。

以上でございます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 件数からいきましたら非常に少ないということだと思います。それで本当に住民サービスが図られているのかということも素朴な疑問になるかと思うのです。国で言っている、総務省で言っているこうであろうということは重々承知して、私もつくりました。ですから、そのことが本当に利便性になっているかということが行政として実感ありますかというようなことでございます。もうちょっと具体的に、あればお答え願います。

○議 長 答弁調整のため時間をちょっといただきます。

午後 2時21分 休憩

午後 2時22分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本総務課長。

○総務課長 国民年金、厚生年金等、それから雇用保険、医療保険等が今後このマイナンバーを利用することになってございます。今のところは、社会保障、税と災害時のどこにどなたが避難しているかわかるということにも使えることにはなってございます。間もなく来年から28年分の所得税にも登場してきますし、自宅で確定申告ができるという、今までも住民基本台帳ネットワークでご自宅で確定申告等できておりますけれども、引き続きマイナンバーでやれるということになってございます。来年7月以降に情報のやりとりをやりましても、国は今のところは社会保障と税と災害関係だけなのですけれども、いずれ金融機関も入ってくる可能性もありますことと、それから個人の病歴等もここに加わるのではないかという予測でございます。

以上でございます。

○議 長 ほかの議員さんで今のことに関連があれば、質疑を受けたいと思います。
(なしの声あり)

○議 長 なければ、この件はよろしいですか。
(異議なしの声あり)

○議 長 ほかの質疑を承ります。
(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第71号 平成28年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を採決をいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第17 議案第72号

○議 長 日程第17、議案第72号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第72号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,807万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億531万9,000円とするものであります。

内容の説明でありますけれども、事業勘定の歳出から説明を申し上げたいと思います。7ページをごらんください。事業勘定の歳出であります。款1の総務費におきまして59万4,000円の追加であります。これにつきましては、国民健康保険制度が平成30年4月、道に移管することに伴い、市町村で行う事務処理を行うための電算システムの改修を行うということになっております。

続きまして、款2保険給付費につきまして、項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費で51万9,000円の増であります。退職被保険者の入院等に伴う高額療養費で51万

9,000円を追加するものであります。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金につきましては、当初見込みより出産件数の増加が見込まれます。そのことから、80万7,000円を追加するものでございます。

続いて、8ページをごらんください。款3 後期高齢者支援金等でございますが、これは国の係数や率の変更並びに後期高齢者支援金の額の変更に伴い、7万7,000円を追加するものでございます。

款9の基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金1,594万6,000円を追加するものであります。前年度繰越金の余剰財源を確立するものであります。これまでの説明では、6月議会に平成27年度の専決補正予算のご承認をいただき、その際の説明では平成28年度で国庫支出金の返還金が生じるため返還金財源が不足することから、基金の取り崩しを行い、返還金の財源として繰越金を確保するというものでございました。本来ですと今回国庫支出金を還付するため過年度過誤納還付金を補正する予定でございましたが、7月に国庫支出金の精算を行ったところ、還付ではなく追加交付となったことから、余剰財源を再度基金に積み立てるものでございます。国庫支出金の見通しにそごが生じましたことに深くおわびを申し上げる次第であります。

款10の諸支出金、項3 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金ですけれども、前年度概算交付された特定健診、特定保健指導負担金の精算に伴いまして、過大に交付を受けた分を国と道に還付するものとして13万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。5ページをお開きください。款1 国民健康保険税におきましては、203万9,000円追加をするものでございます。

内容の説明でございますけれども、項1の国民健康保険税、目1の一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療費給付費分36万2,000円の追加、後期高齢者支援金分195万2,000円の追加、介護納付金分が41万7,000円の追加となっており、合わせて273万1,000円を追加するものでございます。増加理由につきましては、所得割の増加などが理由でございます。

その下、目2 退職被保険者等国民健康保険税でございますが、医療費給付費分、マイナス45万2,000円、後期高齢者支援金分、マイナス15万4,000円、介護納付金分、マイナス8万6,000円で、合わせて69万2,000円を減額するものでございます。減額の理由といたしましては、4月以降に社会保険に加入する方が多数おりましたので、確定賦課に伴い、減額するものでございます。

款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金で546万2,000円の追加であります。これは、平成27年度の医療費等精算に伴う追加交付でございます。

続きまして、6ページをお開きください。項2 国庫補助金、目2 国民健康保険制度関係準備事業補助金で59万4,000円の追加であります。これは、平成30年度道移管に伴うシステム改修への補助金であります。

款3 療養給付費等交付金につきましては、前年度の療養給付費等交付金の精算に伴いま

して、前年度交付金が不足していた額の精算交付金として2万5,000円を追加するものでございます

款7繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金として1,717万9,000円を減額するものでございます。

款8繰越金につきましては、前年度からの繰越金として2,713万3,000円追加するものでございますが、国庫支出金の返還金財源とする必要がなくなったことから、当該年度の給付費の財源として活用するものとし、基金繰入金を減額し、一部基金へ積み立てるものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

3番、高木さん。

○3番高木議員 先ほど村長の説明の中でも基金の関係の繰り越しの戻しということで説明を受けたのですが、国庫の関係のパーセント等、いろんな部分の施策の部分でこれだけ変わるというのであれば十分納得できるのですが、7月時点で足りないのだという説明をした中で、逆に追加になりますと、これだけの大きな金額が変わるということは相当事務的な中の精査の問題点が結構あると思うのです。その部分についてどういうところにこの課題があったのか、もし支障がなければ、お話ししたいと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 これは、療養給付費交付金の部分で算定時で交付される額の見込みが9,646万というような形で見込みをしておりましたところ、9,600万も来ると医療費の推計からしますと約2,300万円程度の超過交付になるという形で当初計算して、3月31日付で専決処分で、6月13日の定例会にて報告して承認されたところなのですが、7月に精算申請というのをします。そのときにおいて、交付決定額が6,361万円という形で交付決定されましたということで、当初の見込みから比べて2,200万ぐらいですか、交付額が決定になったと。その額が実際に医療給付費の精算するとさらに500万追加されるような計算ということで精算交付となりまして、当初5月の見込みのときの交付されるというふうに計算されました9,600万というのが余りにも医療給付費を過大に見積もって計算を誤ったという経過になっております。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第72号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第18 議案第73号

○議 長 日程第18、議案第73号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第73号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の
件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万8,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,093万円、サービス事業勘定の歳
入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳
出それぞれ165万8,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から説明を申し上げます。9ページをごらん
ください。事業勘定の歳出であります。款4の基金積立金、項1の基金積立金、目1の基
金積立金で125万7,000円の追加であります。これにつきましては、平成27年度の保険料滞
納繰り越し分収納額と過年度交付金の繰越金などを基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金でございますけれども、前年度概算交付された交付金につきまして、前年
度の介護給付費等の精算に伴いまして、過大に交付を受けた分を国、社会保険診療報酬支
払基金に還付するものとして159万1,000円を追加するものでございます。

続いて、歳入であります。7ページをお開きください。款3国庫支出金におきまして
は、1万5,000円を追加するものでございます。

内容の説明でございますが、項2の国庫補助金、目3の地域支援事業交付金でございま
すが、前年度の精算に伴い、追加交付されるものでございます。

款4の支払基金交付金につきましても、前年度の精算による追加交付金として国から交
付されるもので、介護給付費交付金として78万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、款5の道支出金でございますけれども、項1道負担金、目1介護給付費負
担金1,000円、項2道補助金、目2地域支援事業交付金7,000円の計8,000円を追加するもの
でございまして、それぞれ前年度精算に伴い、道費分として追加交付されるものでござい
ます。

続いて、8ページをお開きください。8ページの繰越金でございますけれども、前年度繰越金として204万2,000円追加するものでございます。

続きまして、サービス事業勘定のほうをご説明申し上げます。13ページをお開きください。サービス事業勘定の歳出でございます。款1 サービス事業費、項1 居宅支援サービス事業費、目1 居宅支援サービス事業費の包括的支援等事業、節9 旅費、普通旅費に10万5,000円を追加するものであります。これは、地域包括ケアシステムの構築に当たっての職員の研修、各種説明会における旅費を追加するものでございます。

続いて、12ページをお開きください。歳入の説明でございますが、款2 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金に10万5,000円を追加するものであります。これは、前年度の繰越金でございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午後3時まで休憩といたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 認定第1号ないし日程第24 認定第6号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第19、認定第1号 平成27年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第24、認定第6号 平成27年度更別村公共下水道事

業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 認定第1号 平成27年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。

また、資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調べ等を提出しているところであります。

平成27年度は、第5期更別村総合計画及び新たに作成した更別村地方創生総合戦略に基づき、また私としての村長としての公約実現に向け、その目標達成に向け鋭意努力を重ね、今年度も引き続き国の厳しい財政状況、東日本大震災の復興からも地方財政が依然として厳しい状況にあることを前提に村づくりに当たってまいりました。幸いにして交付税は前年度比1.1%増となり、またさまざまな調整により財源が確保されたこともあり、順調に村づくりも進み、農業の生産額が史上最高となるなど、村民の活動、活躍も顕著なものとなりました。改めて議会の皆様を初め、村民の皆様方の多大なるご支援とご協力をいただきましたことに心よりお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

各会計の決算状況につきましては、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでございますが、説明につきましては資料として提出の各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、平成27年度各会計決算資料の1ページをごらんください。1ページは各会計決算状況の一覧でありますけれども、各会計の決算額等につきましてはこの後各会計ごとに説明申し上げますので、ここでの説明は省略させていただきます。各会計とも歳入確保がなされた上に、総体的に健全財政が保たれたものと思っているところでございます。

2ページをごらんください。一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に关しましては52億2,145万7,000円、歳出に当たりましては50億2,979万6,000円、歳入歳出差引額につきましては1億9,166万1,000円、翌年度に繰り越すべき財源として3,473万6,000円、実質収支でございますが、1億5,692万5,000円、前年度実質収支が1億1,442万6,000円でございますので、単年度収支は計算上4,249万9,000円ということになってございます。財政調整基金の積み立てにつきましては、5,958万4,000円を積み立てたところであります。また、財政調整基金取り崩し額はありませんでした。また、最後の実質単年度収支につきましては、1億208万3,000円の増となったところであります。

続いて、3ページをお願いいたします。3ページは、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。ここでは主なもののみ申し上げますけれども、1の村税につきましては前年度比0.8%減となりましたが、2の地方譲与税につきましては前年度比5.1%の増となり

ました。村財政の柱となる9の地方交付税につきましては、前年度比1.1%増の21億9,943万2,000円となりました。繰入金が前年度より大きくふえておりますが、これは国営かんがい排水事業、札内川第2地区負担金の一括償還として農業振興基金を3億6,464万円活用したことによるものでございます。全体としては、おおむね財政の健全化が図られているところであります。

続きまして、4ページをお開きください。4ページは歳出ですが、主なもののみ申し上げさせていただきます。2の総務費におきましては、市街地活性化事業として交流拠点建設補助として1億6,401万円、社会保障・税番号制度整備事業に1,809万円、電話交換機等更新事業に1,393万円、ふるさと創生事業、地方版総合戦略事業にそれぞれ571万円と410万円を支出しております。全体で前年度4.8%減の5,300万円程度の減少となっております。3の民生費は、子育て支援や障害者支援といった福祉施設の充実を図ってきたところでございます。6の農林水産業費ですが、道営土地改良事業の推進、多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支援事業、村営牧場維持管理事業など、各種農業振興対策に取り組んでまいりましたが、国営かんがい排水事業負担金の一括償還6億1,329万円等により、前年度比298.9%、約8億7,000万円程度の増額となりました。7の商工費につきましては、商工業活性化事業や観光物産総合振興事業として観光、商工業振興のための各種助成金や特産品の販売促進を図ってまいりました。前年度対比で12.5%、約1,300万円増加しております。8の土木費では、道路、橋梁などのインフラ整備、冬期の除雪対策、公営住宅の改築、民間住宅建設促進事業等を行ってきております。10の教育費ですが、教育環境の充実と整備、農業高校への支援を行ってきております。前年度の幼稚園園舎改修工事や改善センター改修工事が終了し、1億4,000万円程度の減少となっております。

次に、5ページから21ページまで、各種の参考資料につきましては、お目通し、ご参照をよろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、22ページに参ります。22ページですが、特別会計財政収支の状況であります。まず、国民健康保険特別会計の事業勘定であります。歳入は6億2,813万円、歳出は6億89万7,000円、歳入歳出を差し引く2,723万3,000円が実質収支であり、単年度収支はプラス1,581万9,000円、基金の積立金に関しましては1万5,000円、実質単年度収支ではマイナス1,829万2,000円となったところであります。次に、診療施設勘定に参りまして、歳入につきましては3億4,767万4,000円、歳出3億4,757万3,000円、歳入歳出差引額につきましては10万1,000円、実質収支も10万1,000円のため、単年度収支はプラス・マイナス・ゼロ円となっております。

後期高齢者の特別会計に参りまして、歳入が5,422万4,000円、歳出が5,403万5,000円、歳入歳出差引額につきましては18万9,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は5万1,000円、実質単年度収支も同額5万1,000円となっております。

続きまして、介護保険特別会計に参りまして、歳入では2億8,507万2,000円、歳出では2億8,302万9,000円、歳入歳出差引額204万3,000円、実質収支も同額であります。単年度

収支につきましてはマイナス173万9,000円、基金積立金13万円、基金の取り崩し額は170万8,000円、実質単年度収支につきましてはマイナス331万7,000円となっております。続きまして、サービス事業の勘定に行きまして、歳入162万6,000円、歳出152万円、歳入歳出差引額は10万6,000円、実質収支も同額でございます。単年度収支、実質単年度収支とも4万2,000円となったところであります。

次に、簡易水道特別会計に参りまして、本年度の欄でございますが、歳入4,738万9,000円、歳出は4,737万5,000円、歳入歳出差引額1万4,000円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましてはマイナス14万円となり、実質単年度収支も同額のマイナス14万円となります。

続きまして、公共下水道特別会計に参りまして、本年度の歳入が1億4,410万9,000円、歳出が1億4,395万1,000円、歳入歳出差引額15万8,000円、実質収支の額も同額でございます。単年度収支につきましては1,000円、実質単年度収支も1,000円となっているところでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。23ページは国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出の決算構成表でございます。概要といたしまして、歳出の保険給付費につきましては2.9%の増となっておりますが、依然として本村の1人当たりの医療費は管内、全道でも低いランクであります。したがって、各款におきまして前年度比で増減がありますものの、比較的健全な運営となっているでございます。

24ページ、25の国保事業の状況については、お目通しをお願い申し上げます。

続きまして、26ページに参ります。26ページは、国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算構成表でございます。歳出、2の医業費におきましては26年度より院外薬局が開設しておりますが、対前年度比11.4%の増となっております。歳入の1、診療収入において入院部門が昨年に続き微減、外来患者も微減となっております。村債は、施設建設に係る地方債の一部償還が終了したことにより46.8%の減少となり、歳入全体として4.1%の増となったところであります。4の繰入金につきましては、22.0%の増となっております。引き続き国の医療費抑制の中で、診療所関係の診療報酬算定には厳しい昨今の状態にありますけれども、本村は家庭医療学センターとの連携により医療体制の安定化が図られているものと考えております。そのほかのことにつきましては、ご参照をお願い申し上げます。

続きまして、27ページをお願い申し上げます。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表でございます。年々対象者の増加から歳入歳出ともふえる傾向にございます。ほかの点については、お目通しをお願いするものであります。

28ページに参ります。制度開始以来、当初と比べて高齢化に伴い施設入所者の増加等により保険給付費については増加傾向にありますが、3年に1度保険料を見直し、適正運営に努めてきており、一部基金繰入金を活用するなど健全化に努めてきたところでございます。次に、同事業のサービス事業勘定歳入歳出決算構成表であります。お目通しをお願いするものであります。

続きまして、30ページに参ります。簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入、3の繰入金が増加しているのは、塩素注入施設の建設工事によるものでございます。歳入で12.5%、歳出で12.9%の増となっております。それ以外は前年同様であり、事故等もなく安定した供給ができたところであります。事業状況については、お目通しをお願い申し上げます。

続きまして、31ページの公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。歳入、3の国庫支出金はマイナス787万7,000円、85.6%の減となっております。これは、電気施設工事が不用となったことによるものでございます。総じて歳入歳出ともに3.0%の増となっております。個別排水処理事業につきましては、10基の整備実績となりまして普及率は69.6%となっており、3%上昇しました。今後も引き続き普及に努めてまいり所存であります。31ページから32ページの事業の状況については、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、33ページの財政指数等に関する表でございます。標準財政規模でございますが、29億2,596万7,000円となっております。村が標準的な状態で通常収入するであろう経常的一般財源の規模を示す額であります。次の財政力指数、3カ年平均であります。0.220ということで、0.01ポイントの増となったところであります。公債費負担比率につきまして18.9%、これにつきましては0.2ポイント減少しております。公債費比率につきましては8.9%ということで、前年度から1.5ポイントの減少ということでございます。実質公債費比率でございますが、6.8%ということで、0.3ポイントの減となっております。経常収支比率でございますけれども、73.9%で、2.1ポイント減少いたしております。これらの率は低いほうがよく、減少した理由としてこれらを算出する際の分子に当たる元利償還金が減少したこと並びに分母に当たる普通交付税、地方消費税交付金などの一般財源が増加したことが主な理由でございます。次に、村税の徴収率であります。現年度課税分につきましては99.9%、滞納繰り越し分につきましては12.7%、合計で98.3%となったところであります。前年より0.1ポイント上がっております。固定資産税の現年課税分については、徴収率100%となっております。

34ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

次に、お手元にある決算書でございますが、215ページから財産に関する調書がございます。これにつきましては、お目通しをお願い申し上げます。

そのほか各提出資料につきましてもご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明申し上げ、認定方よろしくご審議のほうをお願い申し上げます。

○議長 お諮りをいたします。

認定第1号 平成27年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、認定第1号 平成27年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をしました。

審議の方法についてお諮りをいたします。一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計施設勘定及びほかの特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け、質疑を行いたいと思います。その後会計決算ごとに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。

37ページ、款1 議会費に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 補足説明させていただきます。

議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係がございます人件費につきまして説明させていただきます。人件費は、一般会計で議会費2名、総務費で特別職2名と一般職55名、農林水産業費で2名、教育費で特別職1名と一般職12名、計74名、特別会計では国民健康保険特別会計診療施設勘定で11名、簡易水道事業特別会計2名、公共下水道事業特別会計1名、全会計で88名となっております。職員の異動状況につきましては、平成26年度末で一般職3名が退職し、平成27年度に一般職4名を採用しております。次に、特別職及び一般職合わせて88名分、全会計の人件費総額について説明させていただきます。給料、手当、共済費、退職手当組合負担金等、人件費総額6億9,064万8,000円、前年度比較815万2,000円、1.17%の減となりました。給料及び手当で256万2,000円の減となっております。昇給、昇格で1,332万8,000円の増、人事院勧告による給料及び勤勉手当支給割合の引き上げ分で345万5,000円の増、平成26年度退職者と平成27年度新採用職員との給与差で1,081万2,000円の減、その他1,156万1,000円の減となっております。共済費は、昨年10月から制度改正がありまして、将来の年金支給の財源となる長期給付が厚生年金に統合され、また主に医療保険に当たる短期給付が手当率制から標準報酬制に変更され、負担率の変更などにより176万3,000円の減となっております。退職手当組合負担金及び福祉協会負担金につきましては、382万7,000円の減となっております。一般職の負担率が20%から19%に引き下げられたものが主な要因でございます。

これより項単位で特徴的な経費及び新規の事業、また不用額の多い科目等、その他特に説明が必要と思われる事項に絞って各課長等より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

款 1 議会費につきまして補足説明させていただきます。37、38ページになります。款 1 議会費、項 1 議会費、予算現額5,026万3,000円、支出済額5,009万4,974円、不用額16万8,026円の決算となっております。備考欄（1）、議員報酬等で前年度比較558万4,000円ほど増となっております。主な要因は、平成26年度は1名欠員となっております。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 次に、37ページ、款 2 総務費に入ります。

補足の説明を求めます。

吉本総務課長。

○総務課長 款 2 総務費につきまして補足説明させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、前年度からの繰越額、予備費充用額を含め、予算現額10億8,370万9,000円、支出済額10億2,267万277円、翌年度繰越額4,503万7,000円、不用額1,600万1,723円の決算となっております。

目 1 一般管理費につきまして、最初に不用額についてでございますが、節 3 職員手当等で66万8,080円は、一般職44名分に係る時間外勤務手当等の執行残が主なものでございます。当初予算では基本給の6%を計上しておりましたが、実績が下回ったことによるものでございます。続きまして、39、40ページをお開きください。節10交際費で90万3,340円につきましては、お悔やみや視察研修時の手土産など、前年度比較15万2,000円ほど減となっております。節11需用費の不用額は66万4,946円でございますけれども、備考欄（3）、庁舎維持管理経費の燃料費、光熱水費で25万1,071円、（4）、総務管理一般事務経費の消耗品費、食料費で10万7,839円、（7）、共通物品等調達経費と（8）、出納一般事務経費の消耗品費、印刷製本費で17万6,792円が主な執行残でございます。節13委託料の不用額57万9,660円は、42ページになります。備考欄（10）、職員福利厚生経費の総合検診、各種予防接種委託料など26万118円、（15）、情報処理導入経費でマイナンバー制度導入に伴う公的個人認証機器廃棄処理委託料20万円が主なものとなっております。節19負担金補助及び交付金で431万8,006円は、備考欄（16）、社会保障・税番号制度整備事業117万5,000円とことし3月に補正予算（第6号）で予算計上しました情報セキュリティ強化対策事業で309万5,000円が主なものでございます。本村が加入しております北海道自治体情報システム協議会での共同事業で開発費等が少し圧縮できたことによるものでございます。

次に、各事業につきまして説明させていただきます。38ページになります。備考欄（3）、庁舎維持管理経費で前年度比較52万4,626円の減となっております。燃料費の64万7,500円減が主な要因となっております。なお、別添で平成27年度各会計決算資料の19ページをご参照ください。39、40ページをお開きください。備考欄（4）、総務管理一般事務経費では、前年度比較58万6,136円の増となっております。節18備品購入費60万4,800円が主な要

因となってございます。前村長、前議長の肖像画を購入したものでございます。備考欄(6)、情報処理管理事務経費、OA危機管理は、村の事務を電算化し、広く情報収集、さらには各施設の連携等に係る経費でございます。北海道自治体情報システム協議会が提供する総合行政システムは、住民記録、戸籍、印鑑登録、税、医療、財務会計、債権者口座管理など基幹システム、関連システムを合わせ135のシステムが構築されているものでございます。本村は、66システムを利用しております。それらシステムの保守、改修、技術支援、サーバー管理などの費用でございます。前年度比較168万1,809円の増となっております。大きな要因は、節19負担金補助及び交付金で北海道自治体情報システム協議会負担金179万9,727円の増となっております。個別帳票開発業務、マイナンバー利用環境構築費用などが主な要因となっております。41、42ページをお開きください。備考欄(14)、電話交換機等更新事業は、IP電話設置後10年が経過し、故障時に調達できない部品があることから、交換したものでございます。備考欄(15)、情報処理導入経費は、ノートパソコン5台、電算用裁断機などを購入しております。前年度比較1,068万3,522円の減となっております。備考欄(16)、社会保障・税番号制度整備事業で前年度比較937万2,636円の増となっております。44ページになります。節13委託料は、村が保有する個人情報取り扱い事務の整理などを株式会社ぎょうせいに委託したものでございます。前年度比較178万2,000円の減となり、節18備品購入費は住基ネット関連機器タッチパネル一式、中間サーバープラットホーム関連機器管理端末ノート型パソコン2台を購入したものでございます。節19負担金補助及び交付金1,607万6,958円は、住民基本台帳、税宛名、障害者システムほか改修経費として自治体情報システム協議会へ1,137万958円、この制度は情報の照会、回答が中間サーバーを介して行われますので、地方公共団体システム機構に470万6,000円支出しております。(17)、選挙人名簿システム整備事業は、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、システムを改修した新たな事業でございます。なお、平成26年度は庁舎改修事業1,178万2,800円と北海道市町村備荒資金組合積立金2億500万円の支出がありました。また、40ページになりますけれども、翌年度繰越額4,485万7,000円につきましては、情報セキュリティ強化対策事業で個人番号利用事務系、総合行政ネットワーク系及びインターネット系の3つのセグメント構築費用の財源となるものでございます。

43、44ページになります。目2文書広報費、備考欄(1)、文書事務管理経費は、前年度比較135万1,205円の増となっております。節11需用費は、法令追録代、新聞、官庁速報、その他参考冊子等でございます。節13委託料は、村例規集更新委託料で、条例、規則、要綱等の制定や一部改正に伴う例規集のデータ更新費用でございます。前年度比較129万2,760円の増となっております。条例等の制定や一部改正の本数増によるものでございます。今年度は特にマイナンバー制度と消防団関連の条例等の制定や一部改正があり、増の要因となりました。節14使用料及び賃借料は、例規システム及び行政判例集インターネット使用料でございます。

目3財産管理費は、節17公有財産購入費と節22補償補填及び賠償金は司法手続が年度内

に完了しなかったことによる前年度からの繰越事業でございます。例年は格納庫、職員住宅及び土地、備品の管理に係る支出となっております。(3)、村有財産整備事業は、新公会計移行に伴い必要となる村有財産固定資産台帳整備に要する経費でございます。備考欄(4)、景観保全対策事業で節13委託料は、動産運搬業務を委託したものでございます。節17公有財産購入費は、競売物件、宅地と家屋でございますけれども、購入したものでございます。節22補償補填及び賠償金は、繰り越し分26万1,600円は競売参加に伴う保証金と動産引き渡し命令申し立てに係る予納金23万7,349円となっております。予納金は、予算が不足したため、予備費から14万円充用したものでございます。

目4 地方振興費で備考欄(1)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略などの協議のため、7回の会議を開催しました。前年度比較57万5,160円の増となっております。45、46ページをお開きください。備考欄(5)、姉妹提携事業は、前年度比較62万2,713円の増となっております。震災以降休止しておりました相互交流事業を今年度再開し、6名が訪問したところでございます。47、48ページをお開きください。備考欄(9)、定住化促進事業は、前年度比較41万1,587円の増となっております。2年ごとに内容を修正し、移住定住ガイドを印刷したことが主な要因でございます。備考欄(10)、各種要請、施策調査経費は、前年度比較94万7,950円の増となっております。車両の通行量調査を更別市街及び上更別市街で行いました。備考欄(12)、宅地分譲事業経費は、前年度比較310万104円の減となっております。昨年度平成26年度はコムニ団地分譲地の買い戻しが1件ございました。備考欄(13)、企業振興促進事業は、更別村企業振興促進条例の規定に基づく設備投資や従業員数の増に対する助成事業でございます。前年度比較91万2,800円の減となっております。従業員増員の1件の支出となっております。備考欄(15)、ふるさと創生事業は、ふるさとづくり事業3件、242万2,000円、商店街活性化事業、空き店舗、空き家活用1件、300万円、特産品チャレンジなど3件、28万3,000円を交付しております。備考欄(18)、市街地活性化事業臨時分は、市街地活性化実施計画に基づく事業でございます。前年度比較785万8,755円の減となっております。49、50ページをお開きください。節15工事請負費で繰り越し分は、交流拠点施設の外構整備分1,182万6,000円と商店街PR看板設置費145万8,000円となっております。節19負担金補助及び交付金は、交流拠点施設建設事業の助成金でございます。備考欄(19)、地方版総合戦略事業、繰り越し分は人口ビジョン、地方版総合戦略策定費用となっております。ほかに節13委託料は、村づくり懇談会時の講演料と地方創生講演会で115万円を支出しております。46ページの翌年度繰越額18万円につきましては、地方版総合戦略事業となっております。

49、50ページでございます。目7 車両管理費は、公用車13台及び村民バス、福祉バス、スクールバス合わせて5台の管理を行っております。不用額の主なものは、節11需用費で132万2,960円は備考欄(3)、公用車維持管理経費で消耗品35万2,166円、燃料費26万8,915円、52ページになります。備考欄(4)、バス運行維持管理経費で修繕費35万7,998円が執行残の主なものでございます。50ページに戻っていただきまして、備考欄(1)、公用車車

庫維持管理経費で前年度比較49万9,545円の減となっておりますけれども、平成26年度は小型ハイブリッド除雪機1台を購入したものでございます。52ページになります。備考欄(4)、バス運行維持管理経費で前年度比較216万827円の減となっております。節11需用費は、前年度比較154万329円の減となっております。平成26年度は、福祉バスのヒーター改修とバックカメラモニター取りかえなどがございました。これらが主な減の要因となっております。備考欄(5)、公用車両購入事業の節18備品購入費は、乗用車1台を購入しております。前年度比較172万2,836円の増となっております。なお、村民バス、福祉バスの運行実績は、別冊の平成27年度各会計決算資料13ページをご参照願います。

目8村有林管理費の主な事業は、備考欄(3)、村有林整備事業、補助事業で節13委託料は村有林の地ごしらえ、植栽、下刈り、雪害の復旧に係る特殊地ごしらえを行った経費でございます。事業量により、前年度比較587万5,131円の増となっております。備考欄(5)、村有林野基金積立金は、貯金利子と歳入で収納しました平成25年10月の降雪被害による保険金と保険料払戻金を積み立てたものでございます。前年度比較3,971万3,563円の増となっております。なお、詳細は、別紙、平成27年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要をご参照願います。

目9住民活動費は、地域安全コミュニティ活動、行政区運営、協働のまちづくり事業等に係る経費でございます。53、54ページをお開きください。備考欄(2)、地域安全等住民活動経費の節19負担金補助及び交付金は、行政区運営交付金及び生活安全推進協議会助成金でございます。備考欄(3)、協働活動経費の節12役務費は、コミュニティ活動総合補償加入保険料でございます。節19負担金補助及び交付金は、排水路支障木伐採、村有地、公園等の環境整備、3次路線除雪など協働活動に対する交付金でございます。備考欄(4)、協働のまちづくり基金積立金は、利子分7,363円と寄附金を積み立てたものでございます。前年度比較5,257万1,466円の増となっております。なお、平成26年度は行政会館の改修事業で77万2,200円の支出がありました。

目10財政調整基金費は、前年度繰越金のうち実質収支額2分の1相当額5,721万4,000円と貯金利子を積み立ていたしました。

目11公共施設等整備基金費は、積み増し分3,450万4,000円と貯金利子を積み立てをしております。

目12減債基金費は、貯金利子の積み立てをしております。

なお、詳細はこの決算書の218、219ページの基金並びに別冊の平成25年度基金管理運用状況調べをご参照願います。

項2徴税费、予算現額760万7,000円、支出済額469万8,611円、不用額290万8,389円、前年度比較265万2,143円の減となっております。不用額につきましては、節23償還金利子及び割引料の275万6,600円は当初予算で法人税の多額の還付に対処するため550万円の予算を計上しておりましたが、274万3,400円の決算となったことによるものでございます。

目 1 税務総務費、備考欄（３）、村税還付金等で所得税の更正申告等に伴う村民税の還付金10件、55万6,300円、法人税の確定申告に伴う中間納付金の還付金 5 件、217万9,400円と固定資産税減額に伴う還付金 3 件、2,000円と還付加算金5,700円の内訳となっております。

55、56ページをお開きください。目 2 賦課徴収費は、前年度比較462万5,373円の減となっております。備考欄（１）、賦課徴収事務経費で平成26年度は 3 年ごとの路線価付設業務委託料264万6,000円の支出と家屋評価管理システム一式を購入し、185万7,600円の支出がありましたことが主な要因となっております。

項 3 戸籍住民基本台帳費、予算現額1,962万9,000円、支出済額1,959万2,426円、不用額 3 万6,574円となり、前年度比較1,441万73円の増となっております。備考欄（２）、戸籍住民基本台帳等整備事業1,512万円は、戸籍システムの改修費を支出しております。平成26年度はパスポート発行事務開始に伴い、証明写真の編集用パソコンやプリンターなど93万5,000円ほど支出しております。

項 4 選挙費、予算現額534万4,000円、支出済額530万2,874円、不用額 4 万1,126円となり、前年度比較18万7,670円の増となっております。

目 3 道知事道議会議員選挙費は、11日間の期日前投票、選挙当日の投開票事務に係る管理者、立会人、事務従事者等の人員配置、ポスター掲示場の撤去費用などを支出しております。57、58ページをお開きください。備考欄、節18備品購入費は、投票用紙計数機を 2 台購入しております。

目 4 村長村議会議員選挙費は、4 日間の期日前投票、選挙当日の投開票事務に係る管理者、立会人、事務従事者等の人員配置、ポスター掲示場の設置及び撤去費用などとなっております。なお、平成26年度は農業委員会委員選挙及び衆議院議員選挙がありました。

項 5 統計調査費、予算現額234万2,000円、支出済額232万7,021円、不用額 1 万4,979円となり、前年度比較145万4,574円の増となっております。5 年に 1 度の国勢調査が実施されたことが主な要因となっております。

項 6 監査委員費、予算現額206万円、支出済額203万5,394円、不用額 2 万4,606円となり、前年度比較16万4,824円の増となっております。任期中に 1 度出席しております全国町村監査委員研修会がその主な要因でございます。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議 長 款 2 総務費の説明が終わりましたので、質疑を受け付けます。

質疑の発言を許します。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 44ページになります。備考欄で（１）の文書事務管理経費委託料なのですが、昨年よりもふえた分については説明があったと思いますが、昨年の質問の中で議員等々についてのタブレット化について質問があったかと思います。そこら辺についての検討についてはどのような状況でございますか。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 たしか上田議員からの質問だったと記憶しておりますけれども、具体的な検討はしておりませんが、どのぐらいの費用がかかるか検討はしますけれども、例規集でございますので、紙の部分を全て廃止するかどうかというのはちょっと検討せざるを得ないと思いますし、タブレット化したとしてもこの部分については残さざるを得ないのかなという判断をしております。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 もう少し端的に説明願います。何かわかったようなわからないような感じで終わったので、もう一度再確認させてください。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 タブレット化につきましては、具体的にはまだ検討してございません。どのぐらいの費用がかかるか、結構な額になるかなということは考えておりますけれども、タブレット化してもこの会場の部分でございますので、紙として残さないということにもなりませんので、その辺は要検討ということでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 54ページの備考欄の(4)の協働まちづくりに関してなのですが、この下の積立金です。ここの寄附金のところがあると思うのですが、前にも上田議員が一般質問で寄附金の使い道というものも、相手方が気持ちよく出して、意味があつてというか、村に、地域に貢献するという意味で出してくれているお金ですし、そういった用途をもっと明確にしていったり、ふるさと納税ということで上田さんは言っていたのかもしないのですが、まちづくりに積立金が入っていて、寄附した方の寄附金の用途を明確にすべきだということを言っていたのですが、その辺は今後どのようにしていく予定ですか。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 寄附された方、匿名の方もいらっしゃいますけれども、それ以外の方につきましては、まず広報で紹介させていただいております。何に使われたかにつきましては、村のホームページに掲載してございますけれども、寄附された方がどのぐらい見ていらっしゃるかは把握できておりません。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 私もホームページしっかり見ていないところもあったのですが、寄附金があった方の金額とかではなくて、その金額に応じた使い道というものをインターネットで載せているということですか。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 年に1度でございますけれども、公表するようになっております。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 決算資料の13ページなのですけれども、こういうデータがせっかくつくられているので、あえて質問させていただきますけれども、ここに村民バスの運行実績表がございます。ただ、27年度におきましては、更南方面と上更別南方面につきましては激減というか、半分ぐらいしか利用されていない。非常に小さな話なのですけれども、もしその辺のところの要因がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今の件についてお答えいたします。

今の地域ですけれども、乗る方については変わっていないのですが、その方は末広学級等とかの授業に利用しているということでございますが、その授業に乘る回数が少なかったということがトータルして少なくなったというような要因でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 ここで聞くべきかどうかわかりませんが、お試し暮らし体験住宅利用件数というのが27年度4件減っておりますよね、なぜ減ってしまったのかという理由と、せっかくお試し体験をやっているわけなのですけれども、それが村の定住化にどのように結びついていっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 会計決算資料の6ページのお試し暮らし短期体験住宅利用件数のところで平成27年度利用件数4件というふうに出ているところなのですが、この部分平成26年度までは短期の利用ということで、2週間というか、そういう短い単位での利用というふうにしていたのですが、平成27年度から一月単位での利用というふうにしておりますので、一人の方が借りると一月埋まってしまうということで、利用期間の中でお試し暮らしの短期体験住宅が1軒しかないものですから、期間内で最大でも6件ぐらいしか利用ができないような形なわけです。その中で4件の利用というふうな形になったところでございます。こちらのほうの利用による定住という部分については、残念ながらまだ、効果というか、実績のほうはないところでございまして、更別を知っていただいて、何度かリピートで来られる方もいるのですが、その方々が今後定住に結びついていくように進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 資料の同じ6ページのコムニ団地の分譲、宅地分譲についてなのですけれども、この分譲の件数が少ないことから、村長は出産に関してとか一時金払ったりだとか、そういったことで更別村では子どもを産む人がふえてきているかなと私は思うのですけれども、家を建てる、実際子どもを育てていって家を建てる年代になったときに、土地はあるけれども、魅力として土地がないというところが問題かなと私は思っているのです

けれども、宅地分譲ということに関してもっともっと分譲地をふやして、人が選べるくらい、狭い中から選ぶのではなくて、たくさんの中から選べるくらいふやすという予定はないですか。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 宅地分譲なのですが、議員がおっしゃるように、残り区画数がこちらのほうは平成27年度末で4区画というふうになっているところでございますし、本年度において幼稚園横のところに新たに分譲を5区画するという部分で進んではいるのですが、議員のおっしゃるように、選べるというか、そういった部分では2カ所程度、あと上更別地域のほうでオークビレッジという民間が分譲している部分がございますが、このような状況であるところでございます。今までの議会等の答弁の中でも、宅地分譲について新たな宅地分譲は行わないのかという部分の中で、村内の市街地周辺の村遊休地というか、村有地の利活用という部分を考えて、中小規模の分譲をこれからは考えていきたいというふうに今まで答弁をしているところでございまして、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 分譲地に関してなのですが、村の遊休地も活用するということで、そのほかにも市街地にも私有地なのだけれども、結構土地が大きくて、これはどう見ても個人が買うというよりは村で買い取って分譲地にしたほうがいいのではないかなというところもありますし、そういったところも精査して進めていってほしいと思います。

○議長 長 総務費よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、57ページ、款3民生費に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、57ページの款3民生費について補足説明いたします。

59ページ、60ページをお開きください。項1社会福祉費、予算現額2億9,250万5,882円、支出済額2億8,831万778円、不用額419万5,104円です。

目1社会福祉総務費は、支出済額1億9,435万839円、不用額231万5,043円です。この目において臨時分等についてまずご説明申し上げます。66ページをお開きください。備考欄(22)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、財源補填として2,217万2,000円の決算額であります。保険給付に対する国の負担率が40%から34%に減少され、その減少分の6%を補填してきた道の財政調整交付金が平成19年度をもって廃止されたことにより、減収分として村が繰り出すものでございます。続きまして、(23)、福祉基金積立金、福祉目的の指定寄附金4件分と福祉基金の利息分を積み立てたもので、115万8,750円の決算額であります。備考欄(24)、福祉灯油支給事業につきましては、122万8,626円の決算額であります。

低所得の高齢者世帯を対象とした福祉灯油の支給経費で、平成26年度までは1万5,000円の定額で129件に支給しましたが、平成27年度においては灯油もしくはどんぐり商品券1万円分を120世帯に支給しております。備考欄(25)、公用車購入事業につきましては、公用車1台の更新分としてのリース料を計上して、34万3,440円を支出しております。(26)、社会福祉センター改修事業であります。185万7,600円の決算額です。これは、社会福祉センター正面入り口のひさしの防水工事を行ったものであります。(27)、臨時福祉給付金給付事業は、昨年5月臨時会で補正いただいたもので、消費税が平成26年4月1日から5%から8%になったことに伴い、低所得者への負担緩和措置として平成26年度の村民税の均等割が非課税の方とその扶養になっている方1人につき6,000円を支給し、353人に支給したものでございます。続きまして、59ページ、60ページに戻ります。節11、不用額が70万2,236円ありますが、これは60ページの備考欄(7)、社会福祉センター維持管理経費の燃料費、光熱水費で21万5,836円の執行残、(8)、憩の家維持管理経費、61、62ページをお開きください。その管理経費の需用費の燃料費、光熱水費、修繕費等で29万1,259円、それと(10)、屋内ゲートボール場維持管理経費、燃料費、光熱水費、修繕費等で8万6,524円の執行残が主なものでございます。また59ページ、60ページに戻ります。節20扶助費の不用額110万3,497円は、63ページ、64ページをお開きください。備考欄(16)、障害者総合支援事業の身体障害者補装具給付費、身体障害者自立支援医療給付費、障害者介護給付費で59万3,872円、備考欄(17)、障害者地域支援事業の日常生活用具給付費で19万8,169円、65、66ページをお開きください。備考欄(24)、福祉灯油助成事業で福祉灯油給付費で30万円の執行残が主なものでございます。また、63、64ページの障害者総合支援事業は、昨年度より762万3,212円増加しております。これは、節20扶助費の障害者介護給付費で昨年より783万7,511円増加しているが主なものでございますが、障害者の就労支援事業所を利用しているものが7名から8名、1名増加し、利用日数も1日当たり月21日の予定でしたが、1人当たり実績で月22日利用したため、増加したものでございます。それぞれ3月補正予算の編成の後に確定するということもあり、不用額となってしまうております。59、60ページに戻ります。繰出金の不用額10万294円は、63、64ページをお開きください。備考欄(21)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金において特定健康診査事業分で1万7,380円、事務費分で8万1,291円の執行残が主なものでございます。

次に、目2福祉の里総合センター費、支出済額5,346万2,449円、不用額が89万1,551円です。この目の不用額の主なものを説明いたします。節11需用費の不用額78万8,852円につきましては、備考欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費において燃料費で31万7,272円、光熱費で15万7,722円、68ページをお開きください。備考欄の(4)、給食業務経費において賄い材料費で21万1,027円の執行残が主なものでございます。また、平成26年度に実施した健康増進室整備事業が終了したことにより、あと燃料単価の減により燃料費が減少したこと等により、昨年度より目全体で507万640円が減少しております。

次に、目3国民年金費につきましては、経常経費として例年どおりの支出でございます

ので、説明は省略させていただきます。

次に、目4後期高齢者医療費は、支出済額4,048万5,455円、不用額98万545円です。平成20年4月からスタートした75歳以上の方全ての方を対象とした後期高齢者医療制度に係る経費です。備考欄(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費2,920万4,180円は、法律により市町村の一般会計でその一部を負担するものとされているものです。財政運営、資格認定、保険料の決定、医療給付の審査、支払いなどの役割を担う特別地方公共団体として設立されました北海道後期高齢者医療広域連合ヘルール分として負担しております。昨年度と比較して610万8,711円減少しております。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金で190万794円、保険基盤安定繰出金で938万481円、合わせて1,128万1,275円を更別村後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出しております。なお、この目の節28繰出金において不用額が97万9,275円となっておりますが、これは後期高齢者医療事業特別会計への繰出金のうち予備費分の繰出金97万9,206円について予算執行がないことが主な要因でございます。

次に、項2児童福祉費、予算現額1億6,955万円、支出済額1億6,776万2,589円、不用額178万7,411円の決算となっております。

目1児童福祉総務費は、支出済額1億1,775万2,140円、不用額178万4,860円です。この不用額の主なものは、節13委託料で認可保育所運営事業委託料の執行残36万3,987円、節19負担金補助及び交付金で南十勝こども発達支援センター負担金の執行残115万9,000円が主なものでございます。次に、決算の内容ですが、備考欄(2)、児童福祉事業経費は、保育所、学童保育所、子育て支援センターの委託料1億29万5,888円、一時保育の補助金として193万6,000円が主なものです。ほかに南十勝こども発達支援センターの運営負担金として783万2,000円を支出しております。昨年度と比較して節13委託料で975万2,368円増加しておりますが、認可保育所の運営委託料につきまして国の定める保育単価の増額改定、昨年まで節19負担金補助及び交付金で措置しておりました保育所延長保育事業運営補助金が制度変更により委託料に含まれることになったため、1,055万5,613円増加していることが主な要因でございます。また、節19負担金補助及び交付金で昨年度と比較して991万160円減少しております。先ほど説明した南十勝こども発達支援センターの負担金で人事異動により106万8,000円の減、延長保育事業の運営費補助金が制度改正により委託料に含まれたことによって338万5,000円の減少がこの事業の減少の主なものです。(3)、出産報償費は145万円の決算額で、29件分の出産祝金を支出しております。続きまして、69、70ページをお開きください。(5)、児童福祉事業経費、臨時分ですが、21万6,000円は節19負担金補助及び交付金21万6,000円で、北海道自治体システム協議会負担金として子ども・子育て支援新制度に対応したシステム改修の費用の負担金でございます。前年度と比較しまして745万5,160円減少しておりますが、節13委託料で子ども・子育て支援事業計画策定委託料199万8,000円、節19負担金補助及び交付金で子ども・子育て支援新制度に伴うシステム改修負担金で184万6,160円、認可保育所運営事業補助金で269万1,000円、保育士等処遇改善特例事

業補助金、これは26年度でなくなったものなのですけれども、それで92万6,000円の減少が主なものでございます。

続きまして、69ページ、70ページをそのままお開きください。目2児童措置費、支出済額5,001万449円、不用額2,551円です。備考欄(1)、児童手当給付経費の節20扶助費の決算額4,868万円は、平成27年度にゼロ歳から中学生の子どもを持つ家庭に支払われた扶助費の総額となっており、対象者は28年2月支給時で220世帯434名となっております。備考欄(2)、子育て世帯臨時特例給付事業は、消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を踏まえ措置されたもので、215世帯400人分の支出となっております。

続きまして、項3老人福祉費、予算現額1億20万9,000円、支出済額9,738万4,262円、不用額282万4,738円の決算となっております。目1老人福祉総務費、支出済額359万9,665円、不用額3万335円です。高齢者運動会、敬老会の経費で、敬老祝金77人分、231万円を含んでおります。

目2老人保健福祉センター費は、支出済額4,461万8,781円、不用額は135万8,219円です。この目の節11需用費の不用額126万816円は、備考欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費で消耗品費で23万7,512円、燃料費で単価の減等により69万4,970円、光熱水費で27万1,245円の執行残が主なものでございます。

71、72ページをお開きください。目3老人福祉推進費、支出済額4,916万5,816円、不用額143万6,184円です。臨時事業として備考欄(6)、老人福祉施設等雇用対策事業150万円は、老人福祉施設の職員の確保のための補助で5人分を支出しております。(7)、介護保険事業特別会計繰出金、臨時は、低所得者への保険料軽減として37万8,000円を支出しております。この目の節20扶助費で不用額20万6,134円は、養護老人ホーム入所者の老人保護措置費で17万202円の執行残が主なものでございます。また、節28繰出金の不用額183万8,078円は、備考欄(3)、介護保険事業特別会計繰出金、介護給付の執行残80万4,069円は介護給付費が予算より減少したため発生したものであり、(4)、介護保険事業特別会計繰出金、財源補填分の執行残24万6,614円は事務費分が7万3,414円、地域支援事業分の財源補填が17万3,200円の執行残となっております。

項4災害救助費、予算額15万円で、支出実績はありません。全額が不用額となっております。

以上で民生費の補足説明を終わります。

○議長 民生費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 68ページですか、備考欄にあります児童福祉事業経費の中での負担金補助及び交付金なのですが、その前に負担金補助及び交付金の不用額が115万9,000円何がいということであってちょっと大きいものですから、再度確認したいと思います。もう少し詳しく教えてください。どこがどういうふうに変ったか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 一番大きな部分は先ほど言いました南十勝こども発達支援センターの分で、人事異動等により負担金が減ったということで115万9,000円の負担金の減が主なものでございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 人事異動によるというのは、相手方の人事異動による減額かなと思うのですが、これがわかるのはいつなのでしょう。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 向こうからの連絡が3月にあったものですから、補正予算には間に合わないということで、これだけの多額の不用額となっております。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 向こうによる連絡が不足ということですので、こういうことについてはぜひこちらからも促すというのですか、そういうことが必要かと思っておりますので、今後につきましてはそういうことを含めてよろしくお願ひしたいと。

別な質問に入らせていただきますけれども、66ページです。福祉灯油助成金についてなのですが、いろいろ昨年ありまして実行したと思うのですが、まずは灯油引きかえ券とどんぐり商品券の2つに分けて交付するような中身になっていると思いますけれども、これで間違いないでしょうか。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 灯油引きかえ券1枚、もしくはどんぐり商品券ということで、間違いはございません。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 それでは、確認させていただきます。灯油引きかえ券の申請者とどんぐり商品券の申請者につきましては、どのような内訳になっていますか。

○保健福祉課長 120件とトータル件数は見えますけれども、その内訳は調べていませんので、ちょっと時間をください。

○議 長 答弁調整に時間を下さい。

午後 4時25分 休憩

午後 4時32分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を再開をいたします。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 済みません。今すぐ数字が出ないものですから、あす回答させていただくということでよろしいでしょうか、済みませんけれども。

○議 長 村瀬さん、よろしいですか。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 よろしいです。

それで、関連した質問が実は続いてあったのですけれども、これはその時点でやるということでもよろしいでしょうか。

○議 長 いいですよ、どうぞ。

6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 先ほどの質問についてはあすでもよろしいのですが、この趣旨が昨年急遽出てきて、要綱等の見直しをするという前提で臨時議会でたしか予算化されたと思うのです。その中で、新しい要綱の中で大きく変わっているのは、恐らく第4条のところかなというふうに思っております。それで、私の質問した中で、灯油にかかわらず、困窮者に対する手当てだということで解釈しているのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 議会でも答弁申し上げていますように、電化している部分もあったり、そういう部分もありまして、今村瀬議員がおっしゃったとおり低所得者対策という観点でしております。

以上でございます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 そういう趣旨であれば、村長はもうご存じかと思えますけれども、実は社会福祉協議会のほうでこういう手当てをしているということを含めて、さらにするという解釈の中で改めてこの要綱を解釈するときに、もう少し文言の整理が必要かなと私は実は思ったものですから、聞いたところでございます。暮れに暖かい部屋で過ごしていただくという趣旨であれば、それは燃料であれ、食べ物か、よくわかりませんが、そういった趣旨も含めて言うのなら、基準とする金額は灯油代云々ということでもよろしいかと思うのですけれども、余り灯油にこだわる場所は、中身ですね、こだわるものはないかと思うのですけれども、その辺の考えについてはいかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 その趣旨もあってどんぐり商品券という部分、そこでカバーできるかなというふうなことを思っていますけれども、文言の整理等含めて検討させてください。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議 長 4 番、織田さん。

○4 番織田議員 決算書の62ページ、それと会計決算資料の20ページにあります室内ゲートボール場のことについてお伺いいたします。

ここでは経費が一応載っておりますけれども、利用料が発生していないわけなのですよね、ゲートボール場に関しては。これは、何か特段今までの経過、理由があるのでしょうか。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今の利用料が発生していないということでございますが、今の利用についてはゲートボール協会さんが主にあそこを使っております、その部分で利用料は負担は発生していないというところでございます。ほかの利用というのが今のところ実績ではないという現状になっております。

以上です。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今の解釈でいきますと、村の施設を一団体が利用しているので、利用料が発生しない。これはちょっとおかしいのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 住民生活課長。

○住民生活課長 申しわけありませんでした。ちょっと言い方に不備がありました。

そこを管理していただいているということで、管理もしていただいている利用もいただいているのですけれども、そういうことでのお話でございます。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 そういうことになりますと、ほかのパークゴルフ場や全て管理団体においてちゃんとお金を払って管理してもらって、いただく利用料もきちんいただいているというのが筋でありまして、それを特定の団体がきちんと管理しているから、そこは利用料も取らないのだと、こういう姿勢というのは、このゲートボール場に関してもそういう姿勢でいっているということなのですから、これは村全体の施設の利用のあり方としては少し問題があるのでないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議 長 答弁調整しますか。

(「はい、済みません」の声あり)

○議 長 答弁調整のため休憩をいたします。

午後 4時38分 休憩

午後 4時39分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今のお話のとおり、ほかの団体との整合性いろいろあるかと思えます。今までの経過の流れの中でそういう形がとられてきた経過もあるわけでございますが、今後についてそれらの整合性は確かにあろうかと思えますので、少し検討させていただきたいなというふうに思えます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 次、71ページ、款4衛生費に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、款4衛生費について補足説明いたします。

71、72ページをお開きください。項1保健衛生費、予算現額1億9,051万2,000円、支出済額1億8,106万8,946円、不用額1,155万4,281円です。

目1保健衛生総務費、支出済額が1,110万5,638円、不用額が11万9,700円です。備考欄(1)、乳幼児医療給付費693万8,638円で、前年度より122万842円の増額となっております。これは、入院件数の増加が主な要因と考えられます。備考欄(2)、医療施設等整備補助金131万2,000円は、昨年12月議会で補正いただいた道東ドクターヘリ運航圏域の加入負担金となっております。73、74ページをお開きください。備考欄(3)、医療施設等運営補助金285万5,000円のうち281万円は帯広厚生病院の運営補助金で、救命救急センター分が130万7,000円と、あと周産期医療、小児救急、小児医療、先進医療の赤字補填分が150万3,000円となっております。また、この目で組んでおりました未熟児養育医療事業、予算額6万円につきましては予算執行がありませんでしたので、全額が不用額となっております。

続きまして、目2予防費、支出済額が671万8,243円、不用額が56万5,757円です。備考欄(1)、感染症予防対策事業においてはエキノコックス症や結核の検診、(2)、予防接種事業経費においては乳幼児の法定予防接種、それとインフルエンザの予防接種、高齢者肺炎球菌の予防接種などの経費を支出しております。なお、節13委託料の49万356円の不用額は、予防接種委託料の執行残46万4,000円が主なものでございます。なお、昨年度に比較しまして131万6,076円増加しております。これは、前年9月に補正いただいた全村民に対するインフルエンザ予防接種事業経費の145万8,000円の増加が主なものでございます。接種人数も平成26年の1,289人から1,494人と200人程度ふえております。

目3環境衛生費は、支出済額1,800万435円、不用額24万1,565円です。75、76ページをお開きください。(6)、火葬場整備事業は、台車駆動装置の故障により、モーターの取りかえを行ったものでございます。(7)、汚水処理施設共同整備事業は、環境複合事務組合で進めています汚泥等受け入れ施設建設事業の負担金として58万2,000円を支出したものです。

次に、目4診療所費は、支出済額1億2,950万9,555円、不用額が805万6,445円となっております。歯科診療所維持管理経費及び特別会計の診療施設勘定への繰出金の支出でございます。この項において節11需用費の不用額10万204円は、歯科診療所の修繕費の執行残10万円が主なものでございます。また、節28繰出金の不用額795万4,256円は、(2)、特別会計(診療施設勘定)繰出金の財源補填分の剰余額が主なものでございます。また、前年度と比較して2,861万4,322円増加しておりますが、これは節28繰出金で備考欄(2)、特別会計(診療施設勘定)繰出金で公債費分の増加が387万2,759円、財源補填分の増加が2,484

万8,000円の増が主な要因であります。この財源補填分の増は、医師確保対策のための医療業務委託事業につき昨年度まで過疎債が当たっておりましたが、その過疎債の割り当て分が2,430万円減少したことが主な要因でございます。

続きまして、目5保険推進費は、支出済額1,573万5,075円、不用額45万9,587円でございます。77、78ページをお開きください。備考欄(3)、保健指導活動事務経費として167万6,128円がありますが、昨年度と比較し122万9,092円の減となっております。これは、育児休業の保健師が復職したため、昨年度と比較し減となったものであります。備考欄(4)、女性特有のがん検診推進事業49万4,500円は、国の補助金措置による無料検診分として女性特有の子宮頸がん、乳がんの検診推進事業を平成21年度から実施して、27年度も実施した事業経費でございます。この目の不用額の主なものは、75、76ページをお開きください。節13委託料で執行残25万4,919円は、(2)、健康増進事業の各種検診委託料の執行残23万9,469円が主なものでございます。また、節19負担金補助及び交付金の15万8,812円は、(1)、母子保健事業経費における特定不妊治療助成金の執行残7万5,300円と妊婦一般健康診査助成金の執行残5万9,512円が主なものでございます。

77、78ページにお戻りください。次に、項2清掃費、予算現額1,771万5,000円、支出済額1,765万2,773円、不用額6万2,227円です。

目1し尿・塵芥処理費、同額でございます。備考欄(1)、廃棄物収集運搬処理経費は、一般家庭ごみ、大型ごみ、金属ごみの巡回回収等に係る経費であります。

続きまして、項3上水道費は、予算額1,525万9,000円、支出済額1,500万9,000円、不用額が25万円です。

目1簡易水道費、同額でございます。節28繰出金の不用額25万円は、備考欄(3)、簡易水道事業特別会計繰出金の不用額でございます。水道施設修繕費として中札内共同施設維持管理負担金の修理費の執行残により財源補填が減じたことが要因となっております。

項4下水道費、予算現額8,155万6,000円、支出済額7,975万9,000円、不用額179万7,000円です。

目1下水道費、同額でございます。節28繰出金の不用額179万7,000円は、備考欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金の不用額で、下水道、農業集落排水、個別排水施設管理費の修繕費の執行残による財源補填が減じたことが要因となっております。

項5衛生費、予算現額1,702万2,000円、支出済額1,702万円、不用額2,000円です。

目1複合事務組合費も同額です。備考欄(1)、十勝環境複合事務組合負担金、運営分1,421万3,000円は、昨年より83万2,000円多い決算額となっておりますが、増額の要因としてはクリーンセンターの維持費の増によるものでございます。続きまして、79、80ページをお開きください。(2)、環境複合事務組合負担金(建設分)280万7,000円は、昨年より53万1,000円少ない決算額となっています。これは、旧最終処分場施設廃止負担金が減額されたことが主なものでございます。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 76ページお願いいたします。リサイクルセンター維持管理経費の中の委託料なのですが、昨年と比べまして100万程度ふえているということになってございます。決算資料の実績等々を見て、多少増減はあるのですが、主な値上げと言ったら変ですけども、100万の上がった理由を説明願います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 運搬委託料でございますが、これにつきましてはごみ収集の絡みがございます。委託関係でやっているものですから、これらに伴って委託の増という形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 リサイクルセンターの業務といいますか、分別等々の委託料の値上がりはないのですよね。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 分別に関しては、そのようなことはありません。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 78ページです。お願いいたします。備考の廃棄物収集運搬、これもまた委託料なのですが、前年と比較しまして190万何がし上がっていると、これもクリーンセンターのごみ搬入実績等々によるものかなという気もしますが、主にこの190万円の上がった理由について説明お願いいたします。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 これにつきましても先ほどと同じようなところがありますが、これの収集運搬につきましても委託をかけているところでございます。その委託業務の見積もりといたしますか、対応するものですから、それらの流れの中での増という、契約上の増ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 76ページの診療所費の中の特別会計の診療所の関係の繰出金の説明の中で790万ほど不用額が出たという説明をいただいていたのですが、その取り巻きの財源補填をしているという中の内訳で全部増額になっているのに、財源補填があたかも減っているような説明に受け取れてしまったので、端的にどの分が減ったのかだけ説明していただければと思います。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 財源補填の分の予算より診療報酬の収入が上がってきたもので、その分

が不用になったということで繰り入れをしていないということでございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。衛生費よろしいですか。

(なしの声あり)

◎延会の議決

○議 長 ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、9月13日午前10時から再開をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月13日午前10時から本会議を再開することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会といたします。

(午後 4時55分延会)